

昭和二十四年法律第二百八十七号

海上運送法

目次

第一款 総則 (第一条・第二条)	第二章 船舶運航事業
第二款 船舶運航事業	第一節 旅客定期航路事業
第三款 対外旅客定期航路事業 (第十九条の七—第十九条の五)	第一款 一般旅客定期航路事業 (第三条—第十九条)
第四款 不定期航路事業 (第二十一条—第二十三条の二十一—第三十二条)	第二節 貨物定期航路事業 (第二十条・第二十一条の二)
第五款 雜則 (第二十三条の二十一—第三十二条)	第三節 貨物定期航路事業 (第二十一条—第二十二条)
第六款 第四節 雜則 (第三十二条の四—第三十二条)	第四節 雜則 (第三十二条の四十一—第三十二条)
第七款 第三章 船舶貸渡業、海運仲立業及び海運代理店業 (第三十三条)	第五章 日本船舶及び船員の確保 (第三十四条—第三十七条の六)
第八款 第四章 店業 (第三十三条) 準日本船舶の認定等 (第三十八条—第三十八条の五)	第九章 第五章 外航船舶の確保等 (第三十九条—第三十九条の九)
第九款 第六章 先進船舶の導入等の促進 (第三十九条の十一—第三十九条の十八)	第七章 特定船舶の導入の促進 (第三十九条の十一—第三十九条の三十七)
第十款 第七章 海上運送事業に使用する船舶の規格及び船級 (第四十条—第四十五条)	第八章 海上運送事業 (第四十一条—第四十五条)
第十一款 第九章 雜則 (第四十六条—第五十七条)	第十二款 第十章 罰則 (第四十六条—第五十七条)

第一章 総則

(この法律の目的)

この法律は、海上運送事業の運営を適正かつ合理的なものとすることにより、輸送の安全を確保し、海上運送事業の利用者の利益を保護することとともに、海上運送事業の健全な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

(定義)

この法律において「海上運送事業」とは、船舶運航事業、船舶貸渡業、海運仲立業及び海運代理店業をいう。

この法律において「船舶運航事業」とは、海上において船舶により又は物の運送をする事業で、港湾運送事業（港湾運送事業法（昭和二十六年法律第二百六十一号）に規定する港湾運送事業及び同法第二条第四項の規定により指定する港湾運送事業に相当する事業を営む事業をいう。）以外のものない、これを定期航路事業と不定期航路事業とに分ける。

この法律において「定期航路事業」とは、一定の航路に船舶を就航させて人の運送をする定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間ににおける人の運送をするもの及び特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするものを除く。）をいい、「一般不定期航路事業」とは、人を乗せる不定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間ににおける人の運送をする定期航路事業であつて旅客不定期航路事業以外のものをいい、貨物専用不定期航路事業）と

この法律において「船舶貸渡業」とは、船舶の運送（定期便船を含む。以下同じ。）又は船舶の貸渡し（定期便船を含む。以下同じ。）又はこの法律において「船舶貨渡業」とは、船舶の運航の委託をする事業をいう。

この法律において「海運仲立業」とは、海上における船舶による物品の運送（以下「物品海上運送」という。）又は船舶の貸渡し、売買若しくは運航の委託をする事業をいう。

この法律において「海運代理店業」とは、船舶運航事業又は船舶貸渡業を営む者のために通常その事業に属する取引の代理をする事業をい

う。

この法律において「自動車航送」とは、船舶事業と特定旅客定期航路事業と対外旅客定期航路事業とに分ける。

この法律において、「一般旅客定期航路事業」とは、特定旅客定期航路事業及び対外旅客定期航路事業以外の旅客定期航路事業をいい、「特定旅客定期航路事業」とは、特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする旅客定期航路事業をいい、これを一般旅客定期航路事業と特定旅客定期航路事業とに分ける。

この法律において、「一般旅客定期航路事業」のをいい、「対外旅客定期航路事業」とは、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行う旅客定期航路事業とに分ける。

この法律において、「貨物定期航路事業」とは、旅客定期航路事業以外の定期航路事業をいい、これを貨物定期航路事業と貨物専用定期航路事業とに分ける。

この法律において「貨客定期航路事業」とは、人の運送をする貨物定期航路事業をいい、

「貨物専用定期航路事業」とは、貨客定期航路事業以外の貨物定期航路事業をいう。

道府県知事の意見を聴いて国土交通大臣が指定するものをいう。

第二章 船舶運航事業

第一節 旅客定期航路事業

（一般旅客定期航路事業の許可）

第一款 一般旅客定期航路事業

（一般旅客定期航路事業の許可）

(輸送の安全性の向上)

第十条の二 一般旅客定期航路事業者は、輸送の安全の確保が最も重要なことを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。
(安全管理規程等)

第十条の三 一般旅客定期航路事業者は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 安全管理規程は、輸送の安全を確保するために一般旅客定期航路事業者が遵守すべき次に掲げる事項に關し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならぬ。

一 輸送の安全を確保するための事業の運営の一 方針に関する事項

二 輪送の安全を確保するための事業の実施及び輸送の体制に関する事項

三 輪送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項

四 安全統括管理者(一般旅客定期航路事業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理せしむるため、事業運営上の重要な決定に參画する管理的地位にあり、かつ、一般旅客定期航路事業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下同じ。)の選任に関する事項

五 運航管理者(一般旅客定期航路事業者が、第二号及び第三号に掲げる事項に関する業務のうち、船舶の運航の管理に係るものを行わせるため、一般旅客定期航路事業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下同じ。)の選任に関する事項

3 一般旅客定期航路事業者は、安全管理規程に適合しないと認めるときは、当該一般旅客定期航路事業者に対する旨を届け出なければならない。

4 一般旅客定期航路事業者は、安全管理規程及び運航管理者を選任しなければならない。

5 一般旅客定期航路事業者は、安全管理規程に適合しないと認めるときは、当該一般旅客定期航路事業者に対する旨を届け出なければならない。

6 一般旅客定期航路事業者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。

7 国土交通大臣は、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を怠った場合であつて、当該安全統括管理者又は運航管理者が引き続きその職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、一般旅客定期航路事業者に対し、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任すべきことを命ぜることができる。

(事業計画の変更)

第十一條 一般旅客定期航路事業者がその事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令の定める手続により、国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

2 第四条の規定は、前項の認可について準用する。

3 一般旅客定期航路事業者は、第一項ただし書の事項について事業計画を変更したときは、遅滞なく、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

4 第十二条の規定は、前項の認可について準用する。

5 第十一条の二 一般旅客定期航路事業者がその船舶運航計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定める手続により、あらかじめ、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

(船舶運航計画の変更)

2 一般旅客定期航路事業者が指定区間に係るの船舶運航計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定める手続により、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

3 一般旅客定期航路事業者が指定区間に係るの船舶運航計画を変更しようとするときは、前項の規定にかかるわらず、国土交通省令の定める手続により、国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める手続によるものに限る。)の規定

4 第四条(第六号に係るものに限る。)の規定は、前項の認可について準用する。

5 第十二条 一般旅客定期航路事業者は、第一項ただし書又は第二項ただし書の事項について船舶運航計画を変更したときは、遅滞なく、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

(運送の引受け義務)

第十二条 一般旅客定期航路事業者は、指定区間ににおいて、次の場合を除いて、旅客・手荷物にその旨を届け出なければならない。

及び小荷物の運送並びに自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送を拒絶してはならない。

一 当該運送が法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反するとき。

二 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき。

三 当該運送が第八条の規定により認可を受けた運送約款に適合しないとき。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第十三条 一般旅客定期航路事業者は、旅客・手荷物及び小荷物の運送並びに自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送をする場合において、特定の利用者に対する他やむを得ない事由のある場合のほか、船舶運航計画に定める運航を怠つてはならない。

(船舶運航計画に定める運航の確保)

第十四条 一般旅客定期航路事業者は、天災その他やむを得ない事由のある場合のほか、船舶運航計画に定める運航を怠つてはならない。

(船舶運航計画に定める運航の確保)

第十五条 一般旅客定期航路事業者は、国土交通省令で定めるところにより、船舶ごと及び当該船舶の航海ごとに旅客名簿を作成し、事業場又は事務所に備え置かなければならない。ただし、当該船舶の航行する区域及び航海の態様を(旅客名簿の作成等)

(事業の休廃止の届出)

第十六条 一般旅客定期航路事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、休止又は廃止の日の三十日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

2 一般旅客定期航路事業者は、指定区間に係るの事業を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、休止又は廃止の日の三十日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

3 第二項の規定により認可を受けて一般旅客定期航路事業を譲り受けた者又は前項の規定により認可を受けた一般旅客定期航路事業を經營する法人が合併若しくは分割をした場合における

4 第一項の規定により認可を受けて一般旅客定期航路事業を譲り受けた者又は前項の規定により認可を受けた一般旅客定期航路事業を經營する法人が合併若しくは分割をした場合における

5 第二項の規定により認可を受けた一般旅客定期航路事業を引き続き當もうとするときは、

6 一般旅客定期航路事業者が死亡した場合において、相続人が前項の規定により被相続人の死亡後六十日以内に認可の申請をした場合において

当該事業の用に供する船舶、係留施設その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは当該事業の停止を命じ、又は当該事業の許可を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこれに基づく处分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。

二 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)、船員法(昭和二十二年法律第百号)、第七十条、第七十一条の二から第七十条の四まで若しくは第七十条の五第一項又は船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第百四十九号)の規定に違反したとき。

三 正當な理由がないのに許可又は認可を受けた事項を実施しないとき。

四 第五条第一号、第二号、第七号又は第八号に該当することとなつたとき。

(事業の譲渡及び譲受の認可等)

第十八条 一般旅客定期航路事業の譲渡及び譲受は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その效力を生じない。

2 一般旅客定期航路事業を經營する法人の合併及び分割は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、一般旅客定期航路事業を行わない法人を合併する場合又は分割により一般旅客定期航路事業を承継させない場合は、この限りでない。

3 第一項の規定により認可を受けて一般旅客定期航路事業を譲り受けた者又は前項の規定により認可を受けた一般旅客定期航路事業を經營する法人が合併若しくは分割をした場合における

4 一般旅客定期航路事業者が死亡した場合において、相続人が前項の規定により被相続人の死亡後六十日以内に認可の申請をした場合において

5 第二項の規定により認可を受けた一般旅客定期航路事業を引き続き當もうとするときは、

6 一般旅客定期航路事業者が死亡した場合において、相続人が前項の規定により被相続人の死亡後六十日以内に認可の申請をした場合において

7 一般旅客定期航路事業者が次の場合のいずれかに該当するときは、

8 その認可があつた旨又はその認可をしない旨の通知を受けるまでは、被相続人に対するし

9 一般旅客定期航路事業の許可是、その相続人に対してしたものとみなす。

(変更の届出)

第十九条の十 第十九条の七第一項の登録を受けた者(以下「対外旅客定期航路事業者」といいう。)は、同条第二項第一号から第四号までに掲げる事項に変更があったときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を

国土交通大臣に届け出なければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を対外旅客定期航路事業者登録簿に登録しなければならない。

(運賃及び料金等の公示)

第十九条の十一 対外旅客定期航路事業者(特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする对外旅客定期航路事業者を除く。以下この条において同じ。)は、国土交通省令で定めるとこ

ろにより、旅客、手荷物及び小荷物の運賃及び料金並びに自動車航送をする对外旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送に係る運賃及び料金並びに運送料款を定め、その事業の開始前に、公示しなければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。(承継)

第十九条の十二 対外旅客定期航路事業の譲渡又は对外旅客定期航路事業について相続、合併若しくは分割(当該对外旅客定期航路事業を承継せるものに限る。)があつた場合は、当該对外旅客定期航路事業を譲り受けた者は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該对外旅客定期航路事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。第五項において同じ。)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該对外旅客定期航路事業を承継した法人(以下この条において「承継法人等」という。)は、当該承継法人等が第十九条の九第一項各号のいずれにも該当しないことについて国土交通大臣の確認を受けたときに限り、对外旅客定期航路事業者の地位を承継する。

2 前項の確認を受けようとする承継法人等は、国土交通省令で定めるところにより、承継の事業者に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の確認をしたとき

は、前項の申請書に記載された事項(第十九条の七第二項第一号に掲げるものに限る。)を対

外旅客定期航路事業者登録簿に登録しなければならない。

4 國土交通大臣は、第一項の確認をしなかつたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該確認の申請をした承継法人等に通知しなければならない。

5 相続人が被相続人の死亡後六十日以内に第一項の確認の申請をした場合には、当該確認をした旨の通知又は前項の通知を受けるまでには、被相続人に對してした对外旅客定期航路事業の登録は、その相続人に対してもとみなさず。

(事業の廃止の届出)

第十九条の十三 対外旅客定期航路事業者は、その事業を廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、廃止の日の三十日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならぬ。

2 対外旅客定期航路事業者が前項の規定による届出をしたときは、その者に係る第十九条の七第一項の登録は、当該届出に係る廃止の日にその効力を失う。(登録の取消し等)

第十九条の十四 国土交通大臣は、対外旅客定期航路事業者が次の各号のいずれかに該当するとときは、当該事業の用に供する船舶、係留施設その他の輸送施設の当該事業のための使用的の停止若しくは当該事業の停止を命じ、又は当該事業の登録を取り消すことができる。

一 この法律又はこれに基づく処分に違反したとき。

二 船舶安全法、船員法第七十条、第百十七条の二から第一百十八条の四まで若しくは第一百八条の五第一項又は船舶職員及び小型船舶操縦者法の規定に違反したとき。

三 第十九条の九第一項第一号、第二号、第七号又は第八号に該当することとなつたとき。

(登録の抹消)

第十九条の十五 国土交通大臣は、第十九条の十三第二項の規定により登録が効力を失つたとき、又は前項の規定により登録を取り消したときは、当該对外旅客定期航路事業者の登録を抹消しなければならない。

(準用規定)

第十九条の十六 第十条から第十一条の八まで、第十五条、第十九条第二項、第十九条の三及び第十九条の四の規定は、对外旅客定期航路事業について準用する。

3 第十条から第十一条の八まで、第十五条、第十九条第二項、第十九条の三及び第十九条の四の規定は、前項の申請書に記載された事項(第十九条の七第二項第一号に掲げるものに限る。)を対

2 第十三条及び第十九条の二の規定は、対外旅客定期航路事業(特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするものを除く。第三十二条の二において同じ。)について準用する。

第十九条の十七 対外旅客定期航路事業者は、前条第一項において準用する第十五条の規定により旅客名簿を作成したときは、国土交通省令で定めることにより、その事業の用に供する船舶の船長に対し、当該旅客名簿の写しを交付しなければならない。

第二節 貨物定期航路事業

(貨物定期航路事業)

第二十条 貨物定期航路事業を営もうとする者は、航路ごとに、国土交通大臣の登録を受けなければならぬ。

2 第十条から第十条の八まで、第十九条第二項、第十九条の三、第十九条の四、第十九条の七第二項及び第三項、第十九条の八から第十九条の十まで並びに第十九条の十二から第十九条の十五までの規定は、貨物定期航路事業及び前項の登録について準用する。この場合において、第十条中「当該航路に就航する旅客船による手荷物及び小荷物以外の貨物」と、第十九条の八第一項及び第三項、第十九条の十第一項並びに第十九条の十二第三項中「対外旅客定期航路事業者登録簿」とあるのは「貨物定期航路事業者登録簿」と読み替えるものとする。

3 第十三条、第十九条の二及び第十九条の十一の規定は、貨物定期航路事業(特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするものを除く。第三十二条の二において同じ。)について準用する。

(貨物専用定期航路事業)

第二十条の二 貨物専用定期航路事業を営もうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、航路ごとに、その事業の開始日の十日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。届出をした事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 貨物専用定期航路事業を営む者は、その事業を廃止したときは、国土交通省令で定めるところにより、廃止の日から三十日以内に、国土交

2 第十条中「当該航路に就航する旅客船により手荷物及び小荷物以外の貨物」とあるのは、「当該航路により貨物」と読み替えるものとする。

第三節 不定期航路事業

(旅客不定期航路事業の許可)

第二十一条 旅客不定期航路事業を営もうとする者は、次に掲げる旅客不定期航路事業ごとに、国土交通大臣の許可を受けなければならぬ。

一 次号に掲げるもの以外の旅客不定期航路事業

二 総トン数(船舶のトン数の測度に関する法律(昭和五十五年法律第四十号)第五条第一項に規定する総トン数をいう。以下同じ。)

三 二十トン未満の船舶(第三項第二号、第三十二条の三第三項及び第四項並びに第三十二条の三第三項及び第四項において「小型船舶」という。)のみをその用に供する旅客不定期航路事業

2 前項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人についての代表者の氏名

二 当該事業の用に供する船舶の名称、総トン数及び船舶番号又はこれに代わる番号

三 航路の起点、寄港地及び終点、当該事業の概要その他の国土交通省令で定める事項に関する事業計画

一 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

二 第一项第一号に掲げる旅客不定期航路事業にあつては、資金計画その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類

二 第一项第二号に掲げる旅客不定期航路事業にあつては、前号に掲げる書類並びに小型船舶による輸送の安全を確保するための人材の確保及び資質の向上に関する計画(次項及び第二十一条の三第三項において「安全人材確保計画」という。)

三 安全人材確保計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 安全人材(第三十二条の三第一項第一号の総合安全統括管理者資格者証又は同項第三号

の小型船舶安全統括管理者資格者証の交付を受けている者及び第三十二条の七第一項第一号の総合運航管理者資格者証又は同項第三号の小型船舶運航管理者資格者証の交付を受けている者をいう。次号において同じ。)の確保の目標

二 安全人材の養成その他の安全人材を確保するための取組に関する事項

三 輸送の安全を確保するための従業者に対する教育訓練の実施に関する事項

四 計画期間

五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

六 第四条(第六号に係る部分を除く。)及び第五条の規定は、第一項の許可について準用する。

7 第一項第一号に掲げる旅客不定期航路事業に係る許可(以下この条、第二十一条の六及び第四十六条第三号において「第一号許可」という。)を受けた者が、当該第一号許可に係る航路について同項第二号に掲げる旅客不定期航路事業に係る許可(以下「第二号許可」という。)を受けたときは、その者に対する当該第一号許可是、その効力を失う。

第二項第一号に掲げる旅客不定期航路事業に係る許可(以下この条、第二十一条の六及び第四十六条第三号において「第一号許可」という。)を受けた者が、当該第一号許可に係る航路について同項第二号に掲げる旅客不定期航路事業に係る許可(以下「第二号許可」という。)を受けたときは、その者に対する当該第一号許可是、その効力を失う。

第二号許可(第二十一条の三第一項及び第二項の許可の更新を含む。以下この項及び第二十条の六において同じ。)を受けた者が、当該第二号許可に係る航路について第一号許可を受けたときは、その者に対する当該第二号許可是、その効力を失う。

(旅客不定期航路事業者の禁止行為)

第二十一条の二 旅客不定期航路事業の許可を受けた者は(第二十一条の四において「旅客不定期航路事業者」という。)は、次に掲げる航路において運送する場合を除き、乗合旅客の運送をしてはならない。

一 陸上と船舶その他の海上の特定の場所との間の航路

二 起点が終点と一致する航路であつて寄港地のないもの

(許可の更新)

第二十一条の三 第二号許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 次の各号に掲げる处分を受けた者が当該处分を受けた後の第二号許可の最初の更新(以下この項において「処分後更新」という。)を受け

た場合における当該第二号許可是、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める期間内にその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

二 第二十一条の五において準用する第十七条の規定による事業の停止の命令 当該処分後更新を受けた日から起算して一年を経過するまでに、その効力を失う。

三 第二十一条の五において準用する第十七条の規定による輸送施設の使用の停止の命令 当該処分後更新を受けた日から起算して三年を経過するまでに、その効力を失う。

四 計画期間

五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

六 第四条(第六号に係る部分を除く。)及び第五条の規定は、第一項の許可について準用する。

7 第一項第一号に掲げる旅客不定期航路事業に係る許可(以下この条、第二十一条の六及び第四十六条第三号において「第一号許可」という。)を受けた者が、当該第一号許可に係る航路について同項第二号に掲げる旅客不定期航路事業に係る許可(以下「第二号許可」という。)を受けたときは、その者に対する当該第一号許可是、その効力を失う。

第二項第一号に掲げる旅客不定期航路事業に係る許可(以下この条、第二十一条の六及び第四十六条第三号において「第一号許可」という。)を受けた者が、当該第一号許可に係る航路について同項第二号に掲げる旅客不定期航路事業に係る許可(以下「第二号許可」という。)を受けたときは、その者に対する当該第一号許可是、その効力を失う。

第二号許可(第二十一条の三第一項及び第二項の許可の更新を含む。以下この項及び第二十条の六において同じ。)を受けた者が、当該第二号許可に係る航路について第一号許可を受けたときは、その者に対する当該第二号許可是、その効力を失う。

(一般不定期航路事業)

第二十二条 一般不定期航路事業を営もうとする者は、国土交通大臣の登録を受けなければならぬ。

3 前二項の許可の更新を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、申請書に提出しなければならない。

4 第一項又は第二項の更新の申請があつた場合において、第一項又は第二項各号の期間(以下この条において「有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないとときは、従前の第二号許可是、有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、第二号許可の更新がされたときは、その有効期間は、従前の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(事業の廃止の届出)

6 第四条(第六号に係る部分を除く。)及び第五条の規定は、第一項及び第二項の許可の更新について準用する。

7 第二十二条の二から第十条の八まで、第十九条の二項、第十九条の三、第十九条の四、第十九条の七第二項及び第三項、第十九条の八から第十九条の十まで並びに第十九条の十二から第十九条の十五までの規定は、一般不定期航路事業及び前項の登録について準用する。この場合において、第十九条の七第二項第二号中「終点」とあるのは、「終点又は航行する水域」と、第十九条の八第一項及び第三項、第十九条の十第二項並びに第十九条の十一第三項中「対外旅客定期航路事業者登録簿」とあるのは、「一般不定期航路事業者登録簿」と読み替えるものとする。

(貨物専用不定期航路事業)

第二十三条 貨物専用不定期航路事業を営む者は、第四条(第六号に係る部分を除く。)と読み替えるものとする。

(報告の微収)

第二十四条 国土交通大臣は、必要があると認めるとときは、船舶運航事業者に対し、国土交通省令の定める様式により、その業務に関し報告を求めることができる。

2 船舶運航事業者は、前項の報告をしなければならない。

(立入検査)

第二十五条 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があると認めるときは、その

第二項及び第十八条第七項中「第四条」とあるのは、「第四条(第六号に係る部分を除く。)と読み替えるものとする。

第二十三条 貨物専用不定期航路事業を営む者は、国土交通省令で定めるところにより、その事業の開始の日から三十日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。届出をした事項を変更したときも、同様とする。

2 貨物専用不定期航路事業を営む者は、その事業を廃止したときは、国土交通省令で定めたときに、廃止の日から三十日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

3 第十条の二の規定は、貨物専用不定期航路事業について準用する。

第四節 雜則

(旅客の安全を害するおそれのある行為の禁止)

第二十三条の二 何人も、みだりに一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業、対外旅客定期航路事業、貨客定期航路事業、旅客不定期航路事業又は一般不定期航路事業(第三十二条の三第二項から第四項まで、第三十二条の七第二項から第四項まで及び第四十三条规定の「旅客運送船舶運航事業」という。)の用に供する船舶の操舵設備その他の運航のための設備又はこれらの船舶に係る旅客乗降用可動施設の作動装置を操作し、その他これらの船舶の旅客の安全を害するおそれのある行為で国土交通省令で定めるものをしてはならない。

2 貨物専用不定期航路事業を営む者は、必要に応じ、特定の範囲の人の運送をするもので航路事業者登録簿と読み替えるものとする。

3 第二十三条の二において同じ。)について準用する。

4 第十五条及び第十九条の二及び第十九条の十一の規定は、一般不定期航路事業(特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするもの)を除く。第三十二条の二において同じ。)について準用する。

5 第十三条、第十九条の二及び第十九条の十一の規定は、一般不定期航路事業(特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするもの)を除く。第三十二条の二において同じ。)について準用する。

6 第二十二条の二において同じ。)について準用する。

7 第二十二条の二から第十条の八まで、第十九条の二項、第十九条の三、第十九条の四、第十九条の七第二項及び第三項、第十九条の八から第十九条の十まで並びに第十九条の十一第三項中「対外旅客定期航路事業者登録簿」とあるのは、「一般不定期航路事業者登録簿」と読み替えるものとする。

(貨物専用不定期航路事業)

第二十三条 貨物専用不定期航路事業を営む者は、必要があると認めるとときは、船舶運航事業者に対し、国土交通省令の定める様式により、その業務に関し報告を求めることができる。

2 船舶運航事業者は、前項の報告をしなければならない。

(立入検査)

第二十五条 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があると認めるときは、その

職員に定期航路事業、旅客不定期航路事業、一般不定期航路事業又は第二十九条の二第一項の規定による届出に係る行為を行う船舶運航事業者が当該行為に係る航路において営む不定期航路事業の用に供する船舶、事業場その他の場所に臨んで、帳簿書類その他の物件に關し検査をさせ、又は関係者に質問をさせることができるものとする。

2 当該職員は、前項の規定により検査又は質問をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(安全管理規程に係る報告の徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針)

第二十五条の二 国土交通大臣は、第二十四条第一項の規定による報告の徴収又は前条第一項の規定による立入検査のうち安全管理規程(第十一条の三第二項第一号(第十九条の六第二項、第十九条の十六第一項、第二十条第二項、第二十一条の五及び第二十二条第二項において準用する場合を含む。)に係るものを適正に実施するための基本的な方針を定めるものとする)の実施に係る基本的な方針を定めなければならない。

第二十六条 国土交通大臣は、航海が災害の救助その他公共の安全の維持のため必要であり、かつ、自發的に当該航海を行う者がない場合又は著しく不足する場合に限り、船舶運航事業者に対する対し航路、船舶又は運送すべき人若しくは物を指定して航海を命ずることができる。

2 國土交通大臣は、前項の規定による命令を行ったときは、當該命令により航海に從事する船舶及び船員の安全の確保に配慮しなければならない。

3 國土交通大臣は、第一項の規定による命令を行ったときは、國土交通省令で定めるところにより、當該命令により航海に從事する船舶である旨の證明書を當該船舶の船長に交付しなければならない。

4 第一項の規定による命令で次条の規定による損失の補償を伴うものは、これによつて必要となる補償金の総額が国会の議決を経た予算の金額を超えない範囲内でこれをしなければならない。

(損失の補償)

第二十七条 前条の規定による命令により損失を受けた者に対しては、その損失を補償する。

2 前項の規定による補償の額は、当該船舶運航事業者がその航海を行つたことにより通常生ずべき損失及びその命令を受けなかつたならば通常得らるべき利益が得られなかつたことによる損失の額とする。

3 前項の補償の額の決定に不服がある者は、そこの決定を知つた日から六月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる。

4 前各項に定めるものほか、損失の補償に関する必要な事項は、国土交通省令で定める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第二十八条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十一年法律第五十四号)の規定は、次条第一項の認可を受けて行う第一号から第三号までに掲げる行為又は第二十九条の二第一項の規定による届出をして行う第四号に掲げる行為には、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるとき、一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより利用者の利益を不当に害することとなるとき、又は第二十九条の三第四項(第二十九条の四第三項において準用する場合を含む。)の規定による公示があつた後一月を経過したとき(第二十九条の三第三項又は第二十九条の四第二項の請求に応じ、国土交通大臣が次条第三項又は第二十九条の二第二項の規定による処分をした場合を除く。)は、この限りでない。

一 輸送需要の減少により事業の継続が困難と見込まれる本邦の各港間の航路において地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、当該航路において事業を經營している二以上的一般旅客定期航路事業者が行う共同経営の協定による運航日程又は運航時刻を設定するため、同一の航路において事業を經營している二以上の一般旅客定期航路事業者が行う共同経営の協定による運航日程を設定するため、同一の航路において事業を經營している二以上の一般旅客定期航路事業者又は

は貨物定期航路事業を営む者(次条第一項及び第三項において「貨物定期航路事業者」という。)が行う共同経営に関する協定の締結

四 本邦の港と本邦以外の地域の港との間の航路において、船舶運航事業者が他の船舶運航事業者とする運賃及び料金その他の運送条件、航路、配船並びに積取りに関する事項を内容とする協定若しくは契約の締結又は共同行為

(協定の認可等)

第二十九条 一般旅客定期航路事業者又は貨物定期航路事業者は、前条第一号から第三号までの協定を締結し、又はその内容を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならぬ。

2 國土交通大臣は、前項の認可の申請に係る協定の内容が次の各号に適合すると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

3 一 利用者の利益を不当に害さないこと。
二 不當に差別的でないこと。

三 加入及び脱退を不当に制限しないこと。
四 協定の目的に照らして必要最小限度であること。

2 國土交通大臣は、第一項の認可に係る協定の内容が前項各号に適合するものでなくなつたと認めるとときは、その一般旅客定期航路事業者又は貨物定期航路事業者に対し、その協定の内容を変更すべきことを命じ、又はその認可を取り消さなければならない。

3 一 荷物の量の多寡によつて荷主と締結する契約につき不公平又は不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 公正取引委員会は、第二十九条の二第一項の規定による届出に係る行為の内容が第二十九条第二項各号に適合するものでないと認めるときは、国土交通大臣に対し、第二十九条の二第二項の規定による処分をすべきことを請求することができる。

3 前条第四項の規定は、前項の請求について準用する。

(禁止行為)

第三十条 船舶運航事業者は、次に掲げる事項をしてはならない。

一 荷物の量の多寡によつて荷主と締結する契約につき不公平又は不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 國土交通大臣は、前項の規定による届出に係る行為の内容が前条第二項各号に適合するものでないと認めるときは、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。

3 一 特定の人、地域又は運送の方法に對して、不當に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不當に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

2 國土交通大臣は、前項の規定による届出に係る行為の内容が前条第二項各号に適合するものでないと認めるときは、その船舶運航事業者に對し、その行為の内容を変更すべきことを命じ、又はその行為を禁止しなければならない。

(公正取引委員会との関係)

3 國土交通大臣は、第二十九条第三項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公

正取引委員会に通知しなければならない。

2 公正取引委員会は、第二十九条第一項の認可に係る協定の内容が同条第二項各号に適合する

ものでなくなつたと認めるときは、国土交通大臣に對し、同条第三項の規定による処分をすべきことを請求することができる。

4 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、その旨を官報に公示しなければならぬ。

第二十九条の四 國土交通大臣は、第二十九条の二第一項の規定による処分を受理し、又は同条第二項の規定による処分をしたときは、遲滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

2 第二十九条の二第一項の規定による処分をしたときは、国土交通大臣に対し、第二十九条第二項各号に適合するものでないと認めるときは、国土交通大臣は、第二十九条の二第二項の規定による処分をすべきことを請求することができる。

3 前条第四項の規定は、前項の請求について準用する。

2 地方公共交通委員会は、第二十九条の二第一項の規定による届出に係る行為の内容が第二十九条第二項各号に適合するものでないと認めるときは、国土交通大臣に対し、第二十九条の二第二項の規定による処分をすべきことを請求することができる。

3 前条第四項の規定は、前項の請求について準用する。

正当かつ合理的な理由がないのに加入を認めない明示又は默示の貨客の運送に関する結合、協定又は申合せに参加すること。

五 荷主若しくは港によつて、又は日本の輸出業者に対して外国の競争者に比べ、不当地差別的な運賃及び料金を設定し、その他不当地運賃及び料金を設定する明示又は默示の貨客の運送に関する結合、協定又は申合せに参加すること。

六 運賃延戻し（荷主が一定期間内に一定範囲の貨物の運送を専ら一定の船舶運航事業者に行わせた場合に、当該期間に引き続くな定期間に一定範囲の貨物の運送をその一定の船舶運航事業者以外の者に行わせなかつたことを条件として、当該運賃及び料金の一部を返還することをいう。以下この号において同じ。）により荷主を不当に拘束し、又は運賃延戻しにより荷主を不当に拘束する明示若しくは默示の貨物の運送に関する結合、協定若しくは申合せに参加すること。

第三十一条 荷主は、定期航路事業を営む者（以下この条及び次条において「定期航路事業者」という。）と通謀して、虚偽の運賃請求書を受領し、運送貨物の品目又は等級について貨率表の適用を偽り、運送貨物の数量を偽り、その他著しく不公正な方法によつて、定期航路事業者が第十条の規定により公示した貨率表の運賃及び料金より低い金額で当該定期航路事業者に貨物を運送させてはならない。（運送秩序に関する勧告）

第三十二条 国土交通大臣は、定期航路事業者（定期航路事業を営もうとする者を含む。）と他の船舶運航事業者との間に貨物の運送について過度の競争を生じ、又は生ずるおそれがある場合において、その競争が定期航路事業の健全な発達を阻害するおそれがあると認めるときは、当事者に対して競争の停止又は防止のため必要な措置をとるべきことを勧告することができ（民法の特例）。

第三十二条の二 一般旅客定期航路事業、対外旅客定期航路事業、貨客定期航路事業、旅客不定期航路事業又は一般不定期航路事業による旅客の運送に係る取引に関する民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百四十八条の二第一項の規定を適用する場合においては、同項第二号の（民法の特例）

「表示していた」とあるのは、「表示し、又は公示していた」とする。

第二章の二 安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者証

第一節 安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者証の交付等

（安全統括管理者資格者証の交付等）

第三十二条の三 国土交通大臣は、次の各号に掲げる試験に合格し、かつ、運航管理者としての実務の経験その他、当該各号に掲げる試験の区分に応じ国土交通省令で定める輸送の安全に関する実務の経験を有している者に対し、当該各号に定める資格者証を交付する。

一 総合安全統括管理者試験 総合安全統括管理者資格者証

二 大型船舶安全統括管理者試験 大型船舶安全統括管理者資格者証

三 小型船舶安全統括管理者試験 小型船舶安全統括管理者資格者証

四 大型船舶安全統括管理者試験は、旅客運送船舶運航事業における安全統括管理者の職務に関し必要な知識及び能力について、国土交通大臣が行う。

三 大型船舶安全統括管理者試験は、小型船舶以外の船舶のみをその用に供する旅客運送船舶運航事業における安全統括管理者の職務に関し必要な知識及び能力について、国土交通大臣が行う。

二 総合安全統括管理者試験は、小型船舶以外の船舶のみをその用に供する旅客運送船舶運航事業における安全統括管理者の職務に関し必要な知識及び能力について、国土交通大臣が行う。

（運航管理者資格者証の交付）

第三十二条の四 国土交通大臣は、前条第一項の規定にかかるらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、総合安全統括管理者資格者証、大型船舶安全統括管理者資格者証又は小型船舶安全統括管理者資格者証（以下「安全統括管理者資格者証」という。）の交付を行わない。

一 十八歳に満たない者

二 第三十二条の六の規定により安全統括管理者資格者証の返納を命ぜられ、その日から五年を経過しない者

（民法の特例）

第三十二条の五 安全統括管理者資格者証の有効期間は、二年とする。

（運航管理者資格者証の有効期間）

第三十二条の八 国土交通大臣は、前条第一項の規定にかかるらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、総合運航管理者資格者証、大型船舶運航管理者資格者証又は小型船舶運航管理者資格者証（以下「運航管理者資格者証」という。）の交付を行わない。

（運航管理者資格者証の有効期間）

第三十二条の九 運航管理者資格者証の有効期間は、二年とする。

（運航管理者資格者証の有効期間）

第三十二条の十 国土交通大臣は、運航管理者資格者証の交付を受けている者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その運航管理者資格者証の返納を命ずることができる。（運航管理者資格者証の返納）

（国土交通省令への委任）

第三十二条の十一 安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者証の様式及び再交付に関する事項、第三十二条の三第一項各号及び第三十二条の七第一項各号の試験の科目及び受験手続並びに安全統括管理者講習及び運航管理者講習の科目は、国土交通省令で定める。

第二節 指定試験機関の指定

（指定試験機関の指定）

第三十二条の十二 国土交通大臣は、一に限り指定する者に、第三十二条の三第二項から第四項

を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

の職務に関し必要な知識及び能力について、国土交通大臣が行う。

（運航管理者資格者証の交付を行わない場合）

第三十二条の八 国土交通大臣は、前条第一項の規定にかかるらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、総合運航管理者資格者証、大型船舶運航管理者資格者証又は小型船舶運航管理者資格者証（以下「運航管理者資格者証」という。）の交付を行わない。

（運航管理者資格者証の交付）

第三十二条の九 運航管理者資格者証の有効期間は、二年とする。

（運航管理者資格者証の有効期間）

第三十二条の十 国土交通大臣は、運航管理者資格者証の交付を受けている者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その運航管理者資格者証の返納を命ずることができる。（運航管理者資格者証の返納）

（国土交通省令への委任）

第三十二条の十一 安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者証の様式及び再交付に関する事項、第三十二条の三第一項各号及び第三十二条の七第一項各号の試験の科目及び受験手続並びに安全統括管理者講習及び運航管理者講習の科目は、国土交通省令で定める。

第二節 指定試験機関の指定

（指定試験機関の指定）

四 登録安全統括管理者講習機関が天災その他の事由により講習事務に関する業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき。
国土交通大臣が前項の規定により講習事務に関する業務の全部又は一部を自ら行う場合における講習事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。(公示)

第三十二条の三十九 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報で公示しなければならない。

一 第三十二条の二十六の登録をしたとき。

二 第三十二条の二十八の規定による届出があつたとき。

三 第三十二条の三十六の規定による届出があつたとき。

四 第三十二条の三十七の規定により第三十二条の二十六の登録を取り消し、又は講習事務に関する業務の停止を命じたとき。

五 前各号に掲げるもののほか、国土交通大臣は、次に掲げる場合に、その旨を官報で公示しなければならない。

一 許可の有効期間の更新を受けたものについては、これと同一の届出をしなければならない。

二 確実かつ効果的に実施されると見込まれるものであること。

三 計画期間が国土交通省令で定める期間であることを示すもの。

四 次条第一項に規定する日本船舶・船員確保計画の同条第三項の認定に関する基本的な事項。

五 前各号に掲げるもののほか、日本船舶及び船員の確保のために必要な事項。

六 船員派遣事業の許可に係る部分に限る。この場合においては、国土交通省令で定める期間において、船舶運航事業者等がその日本船舶・船員確保計画について前条第三項の認定を受けたときは、当該日本船舶・船員確保計画に基づき実施する船員派遣事業についての船員職業安定法第五十五条第一項の許可若しくは同法第六十条第二項の規定による許可の有効期間の更新を受け、又は同法第六十一条第一項の規定による変更の届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは許可の有効期間の更新を受け、又は変更の届出をしたものとみなす。

七 船員派遣事業の許可又は同法第六十条第二項の規定による許可の有効期間の更新を要するものにあつては、当該事業を実施する者が同法第五十六条各号(同法第六十条第二項の認定を受けた日本船舶・船員確保計画(以下「認定日本船舶・船員確保計画」という。))

第三十二条の四十 土地交通大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、次の各号に掲げる者から当該各号に定める事務の状況について報告をさせ、又はその職員に、次の各号に掲げる者の事務所に立ち入り、当該各号に定める事務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができること。

一 指定試験機関 試験事務

二 登録安全統括管理者講習機関 安全統括管理者講習の実施に関する事務

三 日本船舶・船員確保基本方針は、船舶運航事業者等の競争力の確保を考慮して定めるものとする。

三 登録運航管理者講習機関 運航管理者講習の実施に関する事務

二 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

三 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

四 第三章 船舶貸渡業、海運仲立業及び海運代理店業 (準用規定)

二 第二十三条第一項及び第二項並びに第二十四条の規定は、船舶貸渡業、海運仲立業及び海運代理店業に準用する。

五 第四章 日本船舶及び船員の確保 (日本船舶・船員確保基本方針)

一 國土交通大臣は、安定的な海上輸送の確保を図るために必要な日本船舶(船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第一条に規定する日本船舶をいう。以下同じ。)の確保並びにこれに乗り組む船員の育成及び確保(これらに連して実施される措置であつて、第三十八条第七項に規定する準日本船舶の確保、これに乗り組む船員の育成及び確保その他の国土交通省令で定めるものを含む。以下「日本船舶及び船員の確保」という。)に関する施策の総合的の確保を図るために必要な日本船舶(船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第一条に規定する日本船舶をいう。以下同じ。)の確保並びにこれに乗り組む船員の育成及び確保その他の国土交通省令で定めるものを含む。以下「日本船舶及び船員の確保」という。)を定めるものとする。

二 日本船舶・船員確保計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 日本船舶及び船員の確保の目標 「日本船舶・船員確保計画」という。)を作成して、国土交通大臣の認定を申請することができる。

三 計画期間

二 日本船舶・船員確保計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 日本船舶及び船員の確保の目標 「日本船舶・船員確保計画」という。)を作成して、国土交通大臣の認定を申請することができる。

三 計画期間

二 日本船舶・船員の確保の内容

一 日本船舶及び船員の確保の目標 「日本船舶・船員確保計画」という。)を作成して、国土交通大臣の認定を申請することができる。

四 國土交通大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、日本船舶・船員確保基本方針を変更するものとする。

五 第三十七条の二に規定する課税の特例の適用を受けようとするものにあっては、当該特例の適用を受けようとする者が対外船舶運航事業(本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において行う船舶運航事業をいう。以下同じ。)を営む者であり、かつ、前項第一号に掲げる日本船舶及び船員の確保の目標として同項第三号に掲げる計画期間における同条に規定する日本船舶の隻数の増加の割合が記載されたものであつて、当該割合が国土交通省令で定める割合以上のことである。

六 國土交通大臣は、日本船舶・船員確保基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(日本船舶・船員確保計画)

三 第三十五条 船舶運航事業者等は、国土交通省令で定めるところにより、単独で又は共同で、日本船舶及び船員の確保についての計画(以下「日本船舶・船員確保計画」という。)を作成して、国土交通大臣の認定を申請することができ

る。

四 前項の認定を受けなければならぬ。

五 第三十五条の規定は、前項の認定について準用する。

六 船員職業安定法百五十五条(第二号及び第四号を除く。)の規定は、第三項の認定(第四項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。)を受けるようとする者のうち、当該認定を受けることによつて次条の規定により同法第五十五条第一項の許可又は同法第六十条第二項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。)を受けることとなる者について準用する。

七 船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第五十五条第一項に規定する船員派遣事業の許可に係る部分に限る。に係る日本船舶・船員確保計画の認定については、交通政策審議会の意見を聴くものとする。

八 日本船舶・船員確保基本方針に適合するものであること。

九 二 確実かつ効果的に実施されると見込まれるものであること。

十 三 計画期間が国土交通省令で定める期間であることを示すもの。

十一 日本船舶・船員確保基本方針に適合するものであること。

十二 二 確実かつ効果的に実施されると見込まれるものであること。

十三 三 計画期間が国土交通省令で定める期間であることを示すもの。

十四 四 次条第一項に規定する日本船舶・船員確保計画の同条第三項の認定に関する基本的な事項。

十五 五 前各号に掲げるもののほか、日本船舶及び船員の確保のために必要な事項。

十六 六 船員職業安定法第五十五条第一項に規定すること。

十七 七 船員派遣事業者等がその日本船舶・船員確保計画について前条第三項の認定を受けたときは、当該日本船舶・船員確保計画に基づき実施する船員派遣事業についての船員職業安定法第五十五条第一項の許可若しくは同法第六十条第二項の規定による許可の有効期間の更新を受け、又は同法第六十一条第一項の規定による変更の届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは許可の有効期間の更新を受け、又は変更の届出をしたものとみなす。

十八 八 船員職業安定法第五十五条第一項の許可若しくは同法第六十条第二項の規定による許可の有効期間の更新を受け、又は同法第六十一条第一項の規定による変更の届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは許可の有効期間の更新を受け、又は変更の届出をしたものとみなす。

十九 九 船員派遣事業の許可又は同法第六十条第二項の規定による許可の有効期間の更新を要するものにあつては、当該事業を実施する者が同法第五十六条各号(同法第六十条第二項の認定を受けた日本船舶・船員確保計画(以下「認定日本船舶・船員確保計画」という。))

二十 十 船員職業安定法第五十五条第一項に規定すること。

二十一 十一 船員派遣事業者等がその日本船舶・船員確保計画について前条第三項の認定を受けたときは、当該日本船舶・船員確保計画に基づき実施する船員派遣事業についての船員職業

のにあつては、同法第五十六条第五号を除く。のいずれにも該当せず、かつ、当該事業の内容が同法第五十七条第一項各号に掲げる基準に適合すること。

二十二 二十二 船員派遣事業者等がその日本船舶・船員確保計画について前条第三項の認定を受けようとするものにあっては、当該特例の適用を受けようとする者が対外船舶運航事業(本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において行う船舶運航事業をいう。以下同じ。)を営む者であり、かつ、前項第一号に掲げる日本船舶及び船員の確保の目標として同項第三号に掲げる計画期間における同条に規定する日本船舶の隻数の増加の割合が記載されたものであつて、当該割合が国土交通省令で定める割合以上のことである。

二十三 二十三 船員派遣事業者等がその日本船舶・船員確保計画について前条第三項の認定を受けようとするものにあっては、当該特例の適用を受けようとする者が対外船舶運航事業(本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において行う船舶運航事業をいう。以下同じ。)を営む者であり、かつ、前項第一号に掲げる日本船舶及び船員の確保の目標として同項第三号に掲げる計画期間における同条に規定する日本船舶の隻数の増加の割合が記載されたものであつて、当該割合が国土交通省令で定める割合以上のことである。

二十四 二十四 船員派遣事業者等がその日本船舶・船員確保計画について前条第三項の認定を受けようとするものにあっては、当該特例の適用を受けようとする者が対外船舶運航事業(本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において行う船舶運航事業をいう。以下同じ。)を営む者であり、かつ、前項第一号に掲げる日本船舶及び船員の確保の目標として同項第三号に掲げる計画期間における同条に規定する日本船舶の隻数の増加の割合が記載されたものであつて、当該割合が国土交通省令で定める割合以上のことである。

二十五 二十五 船員派遣事業者等がその日本船舶・船員確保計画について前条第三項の認定を受けようとするものにあっては、当該特例の適用を受けようとする者が対外船舶運航事業(本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において行う船舶運航事業をいう。以下同じ。)を営む者であり、かつ、前項第一号に掲げる日本船舶及び船員の確保の目標として同項第三号に掲げる計画期間における同条に規定する日本船舶の隻数の増加の割合が記載されたものであつて、当該割合が国土交通省令で定める割合以上のことである。

二十六 二十六 船員派遣事業者等がその日本船舶・船員確保計画について前条第三項の認定を受けようとするものにあっては、当該特例の適用を受けようとする者が対外船舶運航事業(本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において行う船舶運航事業をいう。以下同じ。)を営む者であり、かつ、前項第一号に掲げる日本船舶及び船員の確保の目標として同項第三号に掲げる計画期間における同条に規定する日本船舶の隻数の増加の割合が記載されたものであつて、当該割合が国土交通省令で定める割合以上のことである。

二十七 二十七 船員派遣事業者等がその日本船舶・船員確保計画について前条第三項の認定を受けようとするものにあっては、当該特例の適用を受けようとする者が対外船舶運航事業(本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において行う船舶運航事業をいう。以下同じ。)を営む者であり、かつ、前項第一号に掲げる日本船舶及び船員の確保の目標として同項第三号に掲げる計画期間における同条に規定する日本船舶の隻数の増加の割合が記載されたものであつて、当該割合が国土交通省令で定める割合以上のことである。

二十八 二十八 船員派遣事業者等がその日本船舶・船員確保計画について前条第三項の認定を受けようとするものにあっては、当該特例の適用を受けようとする者が対外船舶運航事業(本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において行う船舶運航事業をいう。以下同じ。)を営む者であり、かつ、前項第一号に掲げる日本船舶及び船員の確保の目標として同項第三号に掲げる計画期間における同条に規定する日本船舶の隻数の増加の割合が記載されたものであつて、当該割合が国土交通省令で定める割合以上のことである。

二十九 二十九 船員派遣事業者等がその日本船舶・船員確保計画について前条第三項の認定を受けようとするものにあっては、当該特例の適用を受けようとする者が対外船舶運航事業(本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において行う船舶運航事業をいう。以下同じ。)を営む者であり、かつ、前項第一号に掲げる日本船舶及び船員の確保の目標として同項第三号に掲げる計画期間における同条に規定する日本船舶の隻数の増加の割合が記載されたものであつて、当該割合が国土交通省令で定める割合以上のことである。

三十 三十 船員派遣事業者等がその日本船舶・船員確保計画について前条第三項の認定を受けようとするものにあっては、当該特例の適用を受けようとする者が対外船舶運航事業(本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において行う船舶運航事業をいう。以下同じ。)を営む者であり、かつ、前項第一号に掲げる日本船舶及び船員の確保の目標として同項第三号に掲げる計画期間における同条に規定する日本船舶の隻数の増加の割合が記載されたものであつて、当該割合が国土交通省令で定める割合以上のことである。

三十一 三十一 船員派遣事業者等がその日本船舶・船員確保計画について前条第三項の認定を受けようとするものにあっては、当該特例の適用を受けようとする者が対外船舶運航事業(本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において行う船舶運航事業をいう。以下同じ。)を営む者であり、かつ、前項第一号に掲げる日本船舶及び船員の確保の目標として同項第三号に掲げる計画期間における同条に規定する日本船舶の隻数の増加の割合が記載されたものであつて、当該割合が国土交通省令で定める割合以上のことである。

三十二 三十二 船員派遣事業者等がその日本船舶・船員確保計画について前条第三項の認定を受けようとするものにあっては、当該特例の適用を受けようとする者が対外船舶運航事業(本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において行う船舶運航事業をいう。以下同じ。)を営む者であり、かつ、前項第一号に掲げる日本船舶及び船員の確保の目標として同項第三号に掲げる計画期間における同条に規定する日本船舶の隻数の増加の割合が記載されたものであつて、当該割合が国土交通省令で定める割合以上のことである。

三十三 三十三 船員派遣事業者等がその日本船舶・船員確保計画について前条第三項の認定を受けようとするものにあっては、当該特例の適用を受けようとする者が対外船舶運航事業(本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において行う船舶運航事業をいう。以下同じ。)を営む者であり、かつ、前項第一号に掲げる日本船舶及び船員の確保の目標として同項第三号に掲げる計画期間における同条に規定する日本船舶の隻数の増加の割合が記載されたものであつて、当該割合が国土交通省令で定める割合以上のことである。

三十四 三十四 船員派遣事業者等がその日本船舶・船員確保計画について前条第三項の認定を受けようとするものにあっては、当該特例の適用を受けようとする者が対外船舶運航事業(本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において行う船舶運航事業をいう。以下同じ。)を営む者であり、かつ、前項第一号に掲げる日本船舶及び船員の確保の目標として同項第三号に掲げる計画期間における同条に規定する日本船舶の隻数の増加の割合が記載されたものであつて、当該割合が国土交通省令で定める割合以上のことである。

三十五 三十五 船員派遣事業者等がその日本船舶・船員確保計画について前条第三項の認定を受けようとするものにあっては、当該特例の適用を受けようとする者が対外船舶運航事業(本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において行う船舶運航事業をいう。以下同じ。)を営む者であり、かつ、前項第一号に掲げる日本船舶及び船員の確保の目標として同項第三号に掲げる計画期間における同条に規定する日本船舶の隻数の増加の割合が記載されたものであつて、当該割合が国土交通省令で定める割合以上のことである。

三十六 三十六 船員派遣事業者等がその日本船舶・船員確保計画について前条第三項の認定を受けようとするものにあっては、当該特例の適用を受けようとする者が対外船舶運航事業(本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において行う船舶運航事業をいう。以下同じ。)を営む者であり、かつ、前項第一号に掲げる日本船舶及び船員の確保の目標として同項第三号に掲げる計画期間における同条に規定する日本船舶の隻数の増加の割合が記載されたものであつて、当該割合が国土交通省令で定める割合以上のことである。

三十七 三十七 船員派遣事業者等がその日本船舶・船員確保計画について前条第三項の認定を受けようとするものにあっては、当該特例の適用を受けようとする者が対外船舶運航事業(本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において行う船舶運航事業をいう。以下同じ。)を営む者であり、かつ、前項第一号に掲げる日本船舶及び船員の確保の目標として同項第三号に掲げる計画期間における同条に規定する日本船舶の隻数の増加の割合が記載されたものであつて、当該割合が国土交通省令で定める割合以上のことである。

に従つて日本船舶及び船員の確保を行うために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(課税の特例)

第三十七条の二 認定事業者（第三十五条第三項第五号に掲げる基準に適合するものとして日本船舶・船員確保計画の認定を受けた者に限る。次条第一項において同じ。）が日本船舶（安定的な海上輸送の確保に資するものとして国土交通省令で定める大きさ以上の船舶に限る。同条において同じ。）を用いて営む対外船舶運航事業等（対外船舶運航事業、対外船舶貸渡業（対外船舶運航事業の用に供する船舶の貸渡し又は運航の委託をする事業をいう。同項、第三十九条第一項及び第二項第三号並びに第三十九条の六第一項において同じ。）その他これらに関連する事業として国土交通省令で定めるものをいう。）に係る所得については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第三十七条の三 認定事業者が、対外船舶運航事業又は対外船舶貸渡業の用に供する日本船舶について、譲渡、日本の国籍を有する者及び日本

第三十七条の四 国土交通大臣は、認定事業者が正当な理由がなく認定日本船舶・船員確保計画に従つて日本船舶及び船員の確保を行つておらず、又は行わないおそれがあると認めるときは、当該届出を受けることを要しない。（勧告及び認定の取消し）

2 国土交通大臣は、前項の規定による勧告を受けた認定事業者が当該勧告に従い必要な措置を受けており、当該認定事業者に対し、必要な措置を講べきことを勧告することができる。国土交通大臣は、前項の規定による勧告を受けており、当該認定事業者が当該勧告に従つて日本船舶及び船員の確保を行つておらず、又は行わないおそれがあると認めるときは、当該認定事業者に対し、必要な措置を講べきことを勧告することができる。

講じなかつたときは、その認定を取り消すことができる。
(関係者の協力)

第三十七条の五 國土交通大臣、船舶運航事業者等及びその組織する団体並びに独立行政法人海技教育機構その他の船員教育機関は、日本船舶及び船員の確保に関し相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第三十七条の六 國土交通大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、國土交通省令で定めるところにより、認定事業者に對して、認定日本船舶・船員確保計画の実施状況について報告をさせ、又はその職員に、認定事業者的事情業場若しくは事務所に立ち入り、認定日本船舶・船員確保計画に係る船舶施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第三十二条の四十一第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第五章 準日本船舶の認定

第三十八条 対外船舶運航事業を営む者（以下「準日本船舶」）

第三十九条 対外船舶運航事業を営む者（以下「第三十九条の六第一項において「対外船舶運航事業者」という。）は、國土交通省令で定めることにより、日本船舶以外の船舶を當該対外船舶運航事業者が運航するものをいう。以下この条及び次条において同様は、國土交通省令で定めるところにより、共同で、當該船舶について、次の各号のいずれにも適合していることにより、國土交通大臣の認定を申請することができる。

一 当該本邦船主が、その子会社との間で、當該対外船舶運航事業者に對し第二十六条第一項の規定による命令が発せられた場合において、當該船舶を當該対外船舶運航事業者が當該本邦船主に譲渡することを内容とする契約（當該契約が確實に履行されるために必要なものとして國土交通省令で定める要件に該当するものに限る。）を締結しているものであること。

二 当該対外船舶運航事業者が、當該本邦船主との間で、當該対外船舶運航事業者に對し第二十六条第一項及び第二項において同じ。）が所有し、かつ、當該対外船舶運航事業者が運航するものについて、次の各号のいずれにも適合していることにつき、國土交通大臣の認定を申請することができる。

三 当該対外船舶運航事業者が、その子会社との間で、當該対外船舶運航事業者に對し第二十六条第一項の規定による命令が発せられた場合において、當該船舶を當該対外船舶運航事業者に譲渡又は貸渡しをすることを内容とする契約（當該契約が確實に履行されるために必要なものとして國土交通省令で定める要件に該当するものに限る。）を締結しているものであること。

四 当該本邦船主が第十二項の規定により第五項の認定を取り消され、當該取消しの日から五年を経過しない者（第十二項第三号に該当するものとして当該認定を取り消された者に限る。）に該当しないものであること。

該当するものに限る。）を締結しているものであること。

二 当該船舶の大きさその他の当該船舶に関する事項及び当該船舶の運航に從事する船員の確保に関する事項であつて、國土交通省令で定める船員の確保に關する事項であつて、國土交通省令で定めるものが、當該船舶を命令航海に確實かつ速やかに從事するために必要なものとして國土交通省令で定める要件に該当するものであること。

三 前二項の規定による認定の申請をしようとする者は、國土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、當該申請に係る船舶について國土交通大臣が行う総トン数等（国際総トン数（船舶のトン数の測度に関する法律第四条第一項に規定する国際総トン数をいう。次条において同じ。）、総トン数及び純トン数（同法第六条第一項に規定する純トン数をいう。次条において同じ。））をいう。以下この条及び次条において同様は、國土交通省令で定めるところにより、共同で、當該船舶について、次の各号のいずれにも適合していることにつき、國土交通大臣の認定を申請することができる。

一 当該本邦船主が、その子会社との間で、當該対外船舶運航事業者に對し第二十六条第一項の規定による命令が発せられた場合において、當該船舶を當該対外船舶運航事業者が當該本邦船主に譲渡することを内容とする契約（當該契約が確實に履行されるために必要なものとして國土交通省令で定める要件に該当するものに限る。）を締結しているものであること。

二 当該対外船舶運航事業者が、當該本邦船主との間で、當該対外船舶運航事業者に對し第二十六条第一項及び第二項において同じ。）が所有し、かつ、當該対外船舶運航事業者が運航するものについて、次の各号のいずれにも適合していることにつき、國土交通大臣の認定を申請することができる。

三 前二項の規定による認定の申請を受けたものである場合は、同項各号のいずれにも適合していること。

一 第一項の規定による認定の申請に係るものである場合は、同項各号のいずれにも適合していること。

二 第二項の規定による認定の申請に係るものである場合は、同項各号のいずれにも適合していること。

三 前項の規定による検査を受けたものである場合は、當該検査の結果當該船舶が船員法第一百条の六第三項第二号に掲げる要件（作業用具の整備に關する事項に係る部分に限る。第三十八条の三において同じ。）に適合していること。

四 当該認定の申請をした者に対する、當該船舶の名稱、総トン数等その他國土交通省令で定める事項（第四項の規定による検査を受けた船舶について）は、當該検査をした事項の内容（以下この

条及び第三十八条の三において「検査内容」という。)を含む。)を記載した認定証(以下この条、次条及び第三十八条の三において「認定証」という。)を交付するものとする。

7 第五項の認定を受けた者(以下「認定対外船舶運航事業者等」という。)は、当該認定に係る船舶(以下「準日本船舶」という。)について、次に掲げる事項に変更があつたとき、又は命令航海に確実かつ速やかに従事させることができなくなるおそれがあるものとして国土交通省令で定める事由が生じたときは、国土交通大臣にその令で定めるところにより、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。この場合において、当該認定対外船舶運航事業者等は、当該変更に係る事項が認定証の記載事項に該当するときは、当該準日本船舶に係る認定証の書換えを申請しなければならない。

一 名称又は総トン数等

二 第一項第一号又は第二項第一号若しくは第二号の契約の内容

三 第一項第二号又は第二項第三号の国土交通省令で定める事項

四 第四項の規定による検査を受けた船舶について、検査内容

五 前項の国土交通省令で定める事項

六 認定対外船舶運航事業者等は、前項の規定による認定証の書換えの申請(総トン数等の変更に係るものに限る。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該準日本船舶について国土交通大臣が行う総トン数等(当該変更に係るものに限る。)の測度を受けなければならない。

7 認定対外船舶運航事業者等は、第四項の規定による検査を受けた船舶について第七項の規定による認定証の書換えの申請(検査内容の変更に係るものに限る。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該準日本船舶に係る船員の安全衛生について国土交通大臣又は登録検査機関が行う検査(当該変更に係るものに限る。)を受けなければならぬ。

8 認定対外船舶運航事業者等は、前項の規定による認定証の書換えの申請(総トン数等の変更に係るものに限る。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該準日本船舶について国土交通大臣が行う総トン数等(当該変更に係るものに限る。)の測度を受けなければならない。

9 認定対外船舶運航事業者等は、第四項の規定による検査を受けた船舶について第七項の規定による認定証の書換えの申請(検査内容の変更に係るものに限る。)を受けなければならぬ。

10 認定対外船舶運航事業者等は、次に掲げる場合に、当該認定対外船舶運航事業者等は、次に掲げる場合に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

11 当該認定対外船舶運航事業者等(第二項の規定による認定の申請に基づく第五項の認定

にあつては、同項の認定を受けた本邦船主(第十二項第三号及び第三十八条の四において「認定本邦船主」という。)に限る。)が準日本船舶を譲り受けたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、準日本船舶について所有者の変更があつたとき。

三 準日本船舶を所有するその子会社が子会社でなくなったとき。

四 当該認定対外船舶運航事業者等(第二項の規定による認定の申請に基づく第五項の認定にあつては、同項の認定を受けた対外船舶運航事業者に限る。)が準日本船舶を運航しないこととなつたとき。

五 準日本船舶は、前項の規定による届出があつたときは、当該準日本船舶に係る第五項の認定を取り消すものとする。

六 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該準日本船舶に係る第五項の認定を取り消すものとする。

七 準日本船舶は、前項の規定による届出があつたときは、当該準日本船舶に係る第五項の認定を取り消すことができる。

八 準日本船舶が、第一項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項各号のいずれかに該当するとき、国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するとき、当該準日本船舶に係る第五項の認定を取り消すことができる。

九 準日本船舶が、第一項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたとき。

一〇 準日本船舶が、第一項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたとき。

一一 準日本船舶が、第一項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたとき。

一二 準日本船舶が、第一項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたとき。

一三 準日本船舶が、第一項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたとき。

一四 準日本船舶が、第一項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたとき。

一五 準日本船舶が、第一項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたとき。

一六 準日本船舶が、第一項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたとき。

一七 準日本船舶が、第一項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたとき。

一八 準日本船舶が、第一項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたとき。

一九 準日本船舶が、第一項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたとき。

二〇 準日本船舶が、第一項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたとき。

二一 準日本船舶が、第一項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたとき。

二二 準日本船舶が、第一項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたとき。

二三 準日本船舶が、第一項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたとき。

二四 準日本船舶が、第一項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたとき。

二五 準日本船舶が、第一項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたとき。

二六 準日本船舶が、第一項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたとき。

二七 準日本船舶が、第一項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたとき。

二八 準日本船舶が、第一項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたとき。

二九 準日本船舶が、第一項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたとき。

三〇 準日本船舶が、第一項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたとき。

三一 準日本船舶が、第一項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたとき。

三二 準日本船舶が、第一項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたとき。

三三 準日本船舶が、第一項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたとき。

三四 準日本船舶が、第一項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたとき。

三五 準日本船舶が、第一項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたとき。

よる当該船舶の国際総トン数及び純トン数の測度が行われたものとみなす。

(船員法の特例)

第三十八条の三 認定対外船舶運航事業者等が第三十条の規定による届出をした場合に

三十八条第十項の規定による届出をした場合において、国土交通大臣又は登録検査機関が、国土交通省令で定めるところにより、当該届出に係る船舶(同条第四項の規定による検査を受けたものに限る。)に係る認定証に記載された検査内容に変更がないことの確認を行つたとき

三 準日本船舶を所有するその子会社が子会社でなくなったとき。

四 当該認定対外船舶運航事業者等(第二項の規定による認定の申請に基づく第五項の認定にあつては、同項の認定を受けた対外船舶運航事業者に限る。)が準日本船舶を運航しないこととなつたとき。

五 準日本船舶は、前項の規定による届出があつたときは、当該準日本船舶に係る第五項の認定を取り消すものとする。

六 準日本船舶は、前項の規定による届出があつたときは、当該準日本船舶に係る第五項の認定を取り消すことができる。

七 準日本船舶が、第一項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項各号のいずれかに該当するとき、国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するとき、当該準日本船舶に係る第五項の認定を取り消すことができる。

八 準日本船舶が、第一項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたとき。

九 準日本船舶が、第一項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたとき。

一〇 準日本船舶が、第一項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたとき。

一一 準日本船舶が、第一項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたとき。

一二 準日本船舶が、第一項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたとき。

一三 準日本船舶が、第一項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたとき。

一四 準日本船舶が、第一項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたとき。

一五 準日本船舶が、第一項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたとき。

一六 準日本船舶が、第一項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたとき。

一七 準日本船舶が、第一項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたとき。

一八 準日本船舶が、第一項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたとき。

一九 準日本船舶が、第一項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたとき。

二〇 準日本船舶が、第一項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたとき。

二一 準日本船舶が、第一項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたとき。

二二 準日本船舶が、第一項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたとき。

二三 準日本船舶が、第一項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたとき。

二四 準日本船舶が、第一項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたとき。

二五 準日本船舶が、第一項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたとき。

二六 準日本船舶が、第一項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたとき。

二七 準日本船舶が、第一項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたとき。

二八 準日本船舶が、第一項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたとき。

二九 準日本船舶が、第一項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたとき。

三〇 準日本船舶が、第一項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたとき。

三一 準日本船舶が、第一項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたとき。

三二 準日本船舶が、第一項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたとき。

三三 準日本船舶が、第一項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたとき。

するもの(次項第三号並びに第三十九条の六第一項及び第二項において「関係親法人」という。)の当該会社による外航船舶(対外船舶運航事業の用に供する船舶をいう。次条第二項第一号から第三号まで、第三項第二号及び第四項第四号並びに第三十九条の六において同じ。)の導入及び確保(以下「外航船舶の確保等」という。)に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(以下この条及び次条第四項第一号において「外航船舶の確保等基本方針」という。)を定めるものとする。

二 外航船舶確保等基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 外航船舶の確保等の意義及び目標に関する事項

二 外航船舶の確保等のため政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三 本邦対外船舶運航事業者等(日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人である対外船舶運航事業者及び当該対外船舶運航事業者と国土交通省令で定める密接な関係を有する者をいう。次条第二項第三号において同じ。)による安定的な国際海上輸送を確保するため対外船舶貨渡業者等(対外船舶貨渡業を営む者、対外船舶運航事業者は関係親法人をいう。以下同じ。)が講ずべき措置に関する基本的な事項

四 次条第一項に規定する外航船舶確保等計画の同条第四項の認定に関する基本的な事項

五 前各号に掲げるもののほか、外航船舶の確保等のために必要な事項

六 外航船舶確保等基本方針は、外航船舶貨渡業者等の競争力の確保を考慮して定めるものとする。

七 前各号に掲げるもののほか、外航船舶の確保等のための必要な事項

八 外航船舶確保等基本方針と整合性のとれたものでなければならない。

九 国土交通大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、外航船舶確保等基本方針を変更するものとする。

一〇 国土交通大臣は、外航船舶確保等基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

一一 外航船舶確保等計画

一二 外航船舶確保等計画

一三 外航船舶確保等計画

一四 外航船舶確保等計画

一五 外航船舶確保等計画

一六 外航船舶確保等計画

一七 外航船舶確保等計画

一八 外航船舶確保等計画

一九 外航船舶確保等計画

二〇 外航船舶確保等計画

二一 外航船舶確保等計画

二二 外航船舶確保等計画

二三 外航船舶確保等計画

二四 外航船舶確保等計画

二五 外航船舶確保等計画

二六 外航船舶確保等計画

二七 外航船舶確保等計画

二八 外航船舶確保等計画

二九 外航船舶確保等計画

三〇 外航船舶確保等計画

三一 外航船舶確保等計画

三二 外航船舶確保等計画

三三 外航船舶確保等計画

- 四 先進船舶の導入等の実施に必要な資金の額 及びその調達方法
- 五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項
- 3 先進船舶導入等計画には、前項各号に掲げる事項のほか、当該先進船舶導入等計画に記載された先進船舶への船舶職員（船舶職員及び小型船舶操縦者法第二条第二項において同じ。）の乗船をいう。第三十九条の十三第一項において同じ。の乗組み又は小型船舶操縦者（同法第二条第四項に規定する小型船舶操縦者をいう。第三十九条の十三第二項において同じ。）の乗船に関する事項を記載することができる。
- 4 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その先進船舶導入等計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 先進船舶導入等促進基本方針に適合するものであること。
- 二 確実かつ効果的に実施されると見込まれるものであること。
- 三 臨時船舶建調整法（昭和二十八年法律第一百四十九号）第二条の許可又は同法第四条第一項の承認を要するものにあつては、第二項第一号に掲げる先進船舶の導入等の内容として先進船舶の製造が記載されたものであつて、当該製造の内容が同法第三条第一項第一号に掲げる基準に適合し、かつ、当該製造を実施する者が同項第二号に掲げる基準に適合するものであること。
- 四 先進船舶導入等計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十条第一項又は第二十三条第一項の許可を要するものにあつては、当該先進船舶が同法第十八条第一項に規定する乗組み基準又は同法第二十三条の十五第一項に規定する乗船基準によらないものであること。
- 5 前項の認定を受けた船舶運航事業者等（以下この章において「認定船舶運航事業者等」といいう。）は、当該認定に係る先進船舶導入等計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めることにより、国土交通大臣の認定を受けなければならない。
- 6 第四項の規定は、前項の認定について準用する。

- 7 前各項に定めるもののほか、第四項の認定及び第五項の規定による変更の認定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。
- 第二十九条の十二 船舶運航事業者等がその先進船舶導入等計画が第三十九条の一第一項各号の船舶建調整法の特例**
- 第一条第五項の規定による変更の認定を含む。以下の同じ。を受けたときは、当該先進船舶導入等計画に基づき実施する先進船舶の製造についての臨時船舶建調整法第二条の許可又は同法第四条第一項の承認を受けなければならないものについては、これらの規定により許可又は承認を受けたものとみなす。
- （船舶職員及び小型船舶操縦者法の特例）**
- 第二十九条の十三 船舶運航事業者等がその先進船舶導入等計画について第三十九条の十一第四項の認定を受けたときは、当該先進船舶導入等計画に基づき実施する先進船舶への船舶職員の乗組みについての船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十条第一項の許可を受けなければならぬものについては、同項の規定により許可を受けたものとみなす。
- 第三十九条の十四 国は、認定船舶運航事業者等が第三十九条の十一第四項の認定を受けたときは、当該先進船舶導入等計画に基づき実施する先進船舶への小型船舶操縦者の乗船についての船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条第一項の許可を受けなければならないものについては、同項の規定により許可を受けたものとみなす。**
- （資金の確保等）**

- 第三十九条の十五 国は、認定船舶運航事業者等が第三十九条の十一第一項の認定を受けた先進船舶導入等計画（以下「認定先進船舶導入等計画」という。）に従つて先進船舶の導入等を行うために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めるものとする。**
- （指導及び助言）**
- 第二十九条の十六 國土交通大臣は、認定先進船舶導入等計画が第三十九条の一第一項各号の船舶運航事業者等が導入する特定船舶を製造する認定事業基盤強化事業者は、国土交通省令で定めるところにより、共同で、特定船舶の導入について報告をさせることができる。
- 第七章 特定船舶の導入の促進**
- （特定船舶導入促進基本方針）**
- 第三十九条の十七 國土交通大臣及び財務大臣（財務大臣にあつては、次項第六号に掲げる事項に限る。）は、特定船舶（環境への負荷の低減、航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造、装置又は性能を有する船舶（認定事業基盤強化事業者が製造するものに限る。）であつて国土交通省令で定めるものについての導入の促進に關する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「特定船舶導入促進基本方針」という。）を定めるものとする。

- 第三十九条の十八 國土交通大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、認定船舶運航事業者等に対して、認定先進船舶導入等計画の実施状況について報告をさせることができる。
- 第三十九条の十九 國土交通大臣及び財務大臣**
- 第三十九条の二十 船舶運航事業者等及び当該船舶運航事業者等が導入する特定船舶を製造する認定事業基盤強化事業者は、国土交通省令で定めるところにより、共同で、特定船舶の導入についての計画（以下「特定船舶導入計画」という。）を作成して、国土交通大臣の認定を申請することができる。
- （特定船舶導入計画）**
- 第三十九条の二十一 特定船舶導入計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 1 特定船舶の導入の目標
- 2 特定船舶の導入の概要その他の特定船舶の導入の内容
- 3 計画期間
- 4 特定船舶の導入の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 5 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項
- 第三十九条の二十二 特定船舶導入促進基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 特定船舶の導入の促進の意義及び目標に関する事項
- 二 特定船舶の導入の促進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
- 三 船舶運航事業者等（特定船舶の導入を行おうとする船舶運航事業者等の他の者をいう。）が講すべき措置に関する基本的な事項
- 四 特定船舶に対する遠隔支援業務（船舶安全法第六条ノ四第一項に規定する遠隔支援業務をいう。次条第三項第二号及び第三十九条の二十二において同じ。）に関する事項
- 五 同条第一項に規定する特定船舶導入計画の同条第四項の認定に関する基本的な事項
- 六 特定船舶の導入を行うために必要な資金の調達の円滑化に関する株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）及び第三十九条の二十六第四項第三号口に規定する指定金融機関が果たすべき役割に関する事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、特定船舶の導入の促進のために必要な事項
- 八 國土交通大臣及び財務大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、特定船舶導入促進基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 九 特定船舶導入計画
- 第三十九条の二十三 國土交通省令で定めたところにより、特定船舶の導入についての計画（以下「特定船舶導入計画」といいう。）を作成して、国土交通大臣の認定を申請することができる。
- 十 特定船舶導入計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 1 特定船舶の導入の目標
- 2 特定船舶の導入の概要その他の特定船舶の導入の内容
- 3 計画期間
- 4 特定船舶の導入の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 5 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項
- 十一 特定船舶導入計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。
- 一 第三十九条の十一第二項第二号及び第五号に掲げる事項
- 二 遠隔支援業務及びその業務に係る事業場に関する事項
- 第三十九条の二十四 國土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その特定船舶導入計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 特定船舶導入促進基本方針に適合するものであること。
- 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 当該特定船舶の導入が、我が国海運の健全な発展に支障を及ぼすおそれのないこと。

四 特定船舶導入計画に前項第一号に掲げる事項が記載されている場合には、その内容が第三十九条の十一第四項各号のいずれにも適合するものであること。

五 特定船舶導入計画に前項第一号に掲げる事項が記載されている場合には、その内容が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

前項の認定を受けた船舶運航事業者等（以下この章において「認定船舶運航事業者等」といいう。）は、当該認定に係る特定船舶導入計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めることにより、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

第六項の規定は、前項の認定について準用する。

前各項に定めるもののほか、第四項の認定及び第五項の規定による変更の認定に関する事項は、国土交通省令で定める。

第三十九条の二十 船舶運航事業者等が、その特定船舶導入計画（前条第三項第一号に掲げる（先進船舶導入等計画の認定の特例）

第七項の規定による変更の認定を含む。次条において同じ。）を受けたときは、当該船舶運航事業者等に対する第三十九条の十一第四項の認定があつたものとみなす。

（船舶安全法の特例）

第三十九条の二十二 船舶運航事業者等がその特定船舶導入計画（第三十九条の二十第三項第二号に掲げる事項が記載されるものに限る。）について同条第四項の認定を受けたときは、当該特定船舶導入計画に記載された遠隔支援業務について同条第四項の認定を受けたときは、当該特定船舶導入計画に記載された遠隔支援業務に係る事業場については、船舶安全法第六条ノ四第一項の認定があつたものとみなす。（認定の取消し）

第三十九条の二十三 国土交通大臣は、第三十九条の二十第四項の認定を受けた特定船舶導入計画（同条第五項の規定による変更の認定があつたときは、当該変更後のもの。以下「認定特定船舶導入計画」という。）が同条第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は認定船舶運航事業者等が認定特定船舶導入計画に従つて特定船舶の導入を行つていないと認められるとき、その申請により、導入促進業務を行う者として指定することができる。

二 次項に規定する業務規程が、法令並びに特定船舶導入促進基本方針及び実施方針に適合し、かつ、導入促進業務を適正かつ確実に実施するために十分なものであること。

（公庫の行う導入促進円滑化業務）

第三十九条の二十四 公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第一条及び第十二条の規定にかかるらず、第三十九条の二十六第四項第三号ロに規定する指定金融機関に対し、認定船舶運航事業者等が認定特定船舶導入計画に従つて特定船舶の導入を行つたために必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する業務（次条、第三十九条の二十九第一項及び第三十九条の三十五において「導入促進円滑化業務」という。）を行ふことができる。

（導入促進円滑化業務の実施に関する方針）

第三十九条の二十五 公庫は、特定船舶導入促進基本方針に即して、国土交通省令・財務省令で定めるところにより、導入促進円滑化業務の実施方法及び実施条件その他の導入促進円滑化業務の実施に必要な事項に関する方針（以下この条及び次条において「実施方針」という。）を定めなければならない。

二 公庫は、実施方針を定めるときは、あらかじめ、国土交通大臣及び財務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更するときも、同様とする。

三 公庫は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、実施方針を公表しなければならない。

4 公庫は、実施方針に従つて導入促進円滑化業務を行わなければならない。

（指定金融機関の指定）

第三十九条の二十六 国土交通大臣及び財務大臣は、国土交通省令・財務省令で定めるところにより、認定船舶運航事業者等が認定特定船舶導入計画に従つて特定船舶の導入を行うために必要な資金を貸付ける業務のうち、当該貸付けに必要な資金について公庫から貸付けを受けて行おうとするもの（以下「導入促進業務」という。）に関する、次の各号のいずれにも適合すると認められる者を、その申請により、導入促進業務を行う者として指定することができる。

一 銀行その他の政令で定める金融機関であること。

（指定期間）

第三十九条の二十七 国土交通大臣及び財務大臣は、指定をしたときは、当該指定に係る指定金融機関の商号又は名称、住所及び導入促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を公示するものとする。

（業務規程の変更の認可等）

第三十九条の二十八 指定金融機関は、業務規程を変更するときは、あらかじめ、国土交通大臣に提出しなければならない。

二 國土交通大臣及び財務大臣は、指定金融機関の業務規程が導入促進業務の適正かつ確実な実施方法に関する事項その他の国土交通省令・財務省令で定める事項を定めなければならぬ。

三 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けたことがある。

一 この法律、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）その他の政令で定める法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二 第三十九条の三十三第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者があるものに、自身の故障のため職務を適正に執行することができない者として国土交通省令・財務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けた復権を得ない者

四 指定を受けた者（以下「指定金融機関」という。）が第二十九条の三十三第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合において、当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定金融機関の役員であつた者で当該指定の取消しの日から起算して五年を経過しないもの

（監督命令）

第三十九条の三十一 国土交通大臣及び財務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるとときは、指定金融機関に対し、導入促進業務について、国土交通省令・財務省令で定めるところにより、帳簿を備え、国土交通省令・財務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（監督命令）

第三十九条の三十二 指定金融機関は、導入促進業務の全部又は一部を休止し、又は廃止すると

二 指定金融機関は、その商号若しくは名称、住所以又は導入促進業務を行う営業所若しくは事務所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣及び財務大臣に届け出なければならない。

三 國土交通大臣及び財務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。

（業務の休廃止）

第三十九条の三十三 指定金融機関は、導入促進業務の全部又は一部を休止し、又は廃止するときには、指定をしたときは、当該指定に係る指定金融機関の商号又は名称、住所及び導入促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を公示するものとする。

譲渡又は貸渡しをしようとする日の二十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、貸渡しをしようとする場合においてその期間が国土交通省令で定める期間未満であるときは、この限りでない。

(国際船舶の譲渡又は貸渡しの中止等の勧告)

第四十四条の三 国土交通大臣は、前条の規定による届出があつた場合において、日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体が国際海上輸送に使用している船舶について、船種ごとの船腹量に占める日本船舶の割合、日本船舶以外の船舶の有する国籍を特定の国籍への集中の程度、船舶の運航に関する知識及び技能の習得及び向上的機会の確保の状況等を勘案して、その届出に係る譲渡又は貸渡しをすることにより、安定的な国際海上輸送の確保を図る上で著しい支障が生ずるおそれがあると認めるときは、その届出を受理した日から二十日以内に限り、その届出をした者に対し、当該譲渡又は貸渡しを中止すべきことその他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(国際船舶に関する援助等)

第四十五条 国土交通大臣は、安定的な国際海上輸送の確保を図るために、日本船舶を所

する

の

公表

する

の

の第二第二項の規定若しくは第二十三条第一項若しくは第二項（これらの規定を第三十三条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
三 第十九条の四（第十九条の六第二項、第十九条の十六第一項、第二十条第二項、第二十一条の五及び第二十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで、又は虚偽の公表をした者
四 第十九条の十三第一項、第二十条第二項及び第二十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、事業を廃止した者
五 第二十条の二第一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、貨物専用定期航路事業を営んだ者
六 正当な理由がなく、第三十二条の六の規定による命令に違反して、安全統括管理者資格者証を返納しなかつた者
七 正当な理由がなく、第三十二条の十の規定による命令に違反して、運航管理者資格者証を返納しなかつた者
第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。
一 第三十二条の三十三第一項（第三十二条の四十第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をした者
二 正当な理由がなく、第三十二条の三十三第一項各号（第三十二条の四十第二項において準用する場合を含む。）の請求を拒んだ者は、三十条第三号、第三十条の三、第四十九条第一号及び第四十九条第二号の改正規定は、公布の日から施行し、その他の規定は、公布の日から九十日をこえない期間内において政令で定める（経過規定）
附 则 抄
(施行期日)
1 この法律施行の期日は、公布の日から九十日をこえない期間内において、政令で定める。（有効期間の特例）
2 この法律第二十六条第一項後段の規定は、この法律施行の日から四年を経過した日にその効力を失う。但し、そのときまでにした行為に対する罰則の適用については、そのとき以後も、なおその効力を有する。（経過規定）
6 この法律施行の際現に定期航路事業を営んでいる者は、この法律施行の日から六十日以内は、第三条第一項の規定にかかるらず、当該事業を引き続き営むことができる。その期間内に

当該航路について定期航路事業の免許を申請した場合において、その申請について免許をする旨又は免許されたものとする。
附 则 (昭和二八年八月二八日法律第二十九号) 抄
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
附 则 (昭和二八年九月一日法律第二五五号) 抄
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。
附 则 (昭和二五年五月四日法律第一五三号) 抄
(施行期日)
1 この法律は、公布的日から施行する。
附 则 (昭和二六年六月一一日法律第二三二号) 抄
(施行期日)
1 この法律は、公布的日から施行する。
附 则 (昭和二八年七月二三日法律第七四号) 抄
(施行期日)
1 この法律は、公布的日から施行する。
附 则 (昭和二九年五月四日法律第六九号) 抄
(施行期日)
1 この法律は、昭和三十四年十月一日から施行する。
附 则 (昭和三七年五月一六日法律第一九号) 抄
(施行期日)
1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
附 则 (昭和三九年五月一六日法律第一四〇号) 抄
(施行期日)
1 この法律は、昭和三十九年五月一六日から施行する。
附 则 (昭和四一年六月一五日法律第八九号) 抄
(施行期日)
1 この法律は、昭和四十年六月一五日から施行する。
附 则 (昭和四一年六月一五日法律第一四一号) 抄
(施行期日)
1 この法律は、昭和四一年十月一日から施行する。
附 则 (昭和四五年六月一一日法律第一三号) 抄
(施行期日等)
1 この法律は、公布的日から施行する。

免許をしない旨の通知をしないときは、当該申請は、免許されたものとする。
附 则 (昭和二八年八月二八日法律第二十九号) 抄
(施行期日)
1 この法律は、公布的日から起算して三十日を経過した日から施行する。
附 则 (昭和三〇年七月二十五日法律第九〇号) 抄
(施行期日)
1 この法律は、公布的日から施行する。
附 则 (昭和三〇年七月二十五日法律第九一九号) 抄
(施行期日)
1 この法律は、公布的日から施行する。
附 则 (昭和三一年一月一〇日法律第一一一号) 抄
(施行期日)
1 この法律は、公布的日から施行する。
附 则 (昭和三四年三月三〇日法律第六九号) 抄
(施行期日)
1 この法律は、昭和三十四年十月一日から施行する。
附 则 (昭和三七年五月一六日法律第一九号) 抄
(施行期日)
1 この法律は、昭和三十七年五月一六日から施行する。
附 则 (昭和三九年五月一六日法律第一四〇号) 抄
(施行期日)
1 この法律は、昭和三九年五月一六日から施行する。
附 则 (昭和四一年六月一五日法律第八九号) 抄
(施行期日)
1 この法律は、昭和四一年六月一五日から施行する。
附 则 (昭和四一年六月一五日法律第一四一号) 抄
(施行期日)
1 この法律は、昭和四一年十月一日から施行する。
附 则 (昭和四五年六月一一日法律第一三号) 抄
(施行期日等)
1 この法律は、公布的日から施行する。

この法律の施行の際現に係属している訴訟の管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨のこの法律による改正後の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現にさされている旧法第三条第一項の免許の申請は、新法第三条第一項の許可の申請とみなす。

第三条 この法律の施行の際現に旧法第八条第一項の認可を受けている運賃及び料金又は同条第二項若しくは第三項の規定により届け出た運賃及び料金は、省令で定めるところにより、新法第八条第一項の規定により届け出た運賃及び料金は、同条第三項の認可を受けた運賃の上限とみなす。

この法律の施行の際現にさされている旧法第八条第一項の運賃及び料金の認可の申請は、省令で定めるところにより、新法第八条第一項の規定により届け出た運賃及び料金は同条第三項の認可の申請とみなす。

第四条 この法律の施行の際現にされている旧法第十一条第一項の事業計画の変更の認可の申請は、省令で定めるところにより、新法第十一条第一項の運賃の上限の認可の申請とみなす。

第五条 この法律の施行の際現にされた船舶運航計画の変更の届出又は同条第二項の船舶運航計画の変更の認可の申請とみなす。

第六条 この法律の施行の際現に旧法第二十一条第一項の自動車航送貨物定期航路事業の許可を受けている者は、新法第十九条の五第一項の規定により人の運送をする貨物定期航路事業の届出をしたものとみなす。

この法律の施行の際現にされている旧法第二十二条第一項の自動車航送貨物定期航路事業の許可を受けている者は、新法第十九条の五第一項の規定により人の運送をする貨物定期航路事業の届出をしたものとみなす。

第七条 この法律の施行の際現に旧法第二十二条第一項の旅客不定期航路事業に関する経過措置（旅客不定期航路事業に関する経過措置）

この法律の施行の際現に旧法第二十二条第一項の旅客不定期航路事業の許可を受けている者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という）から二月間は、新法第二十二条第一項の規定により引き続き行うことができる。その者がその期間内に新法第三条第一項の許可を申請した場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可をする旨又はしない旨の

通知を受ける日までの期間についても、同様とする。

第八条 この法律の施行の際現に旧法第二十三条の二第二項において準用する旧法第八条第一項の認可を受けている運賃及び料金又は旧法第二十三条の二第二項において準用する旧法第八条第一項若しくは第三項若しくは旧法第二十三条の規定により届け出た運賃及び料金は、省令で定めるところにより、新法第二十三条において準用する新法第八条第一項の規定により届け出た運賃及び料金とみなす。

この法律の施行の際現にされた船舶運航計画の規定により新たに人の運送をする船舶運航事業（旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業を除く。）となる事業を営んでいる者は、施行日から二月間は、新法第十九条の五第一項及び第二十条第二項の規定にかかるわらず、当該事業を従前の例により引き続き當むことができる。（自動車航送貨物定期航路事業に関する経過措置）

第九条 この法律の施行の際現に新法第四十三条の規定により新たに人の運送をする船舶運航事業（旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業を除く。）となる事業を営んでいる者は、施行日から二月間は、新法第十九条の五第一項及び第二十条第二項の規定にかかるわらず、当該事業を従前の例により引き続き當むことができる。（船舶運航計画の規定による改正後の船舶運航事業に関する経過措置）

第十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、旧法又は旧法に基づく命令によりした处分、手続その他の行為で、新法中相当する規定があるものは、省令で定めるところにより、新法によりした人の運送をする貨物定期航路事業の届出をしたものとみなす。

この法律の施行の際現にされている旧法第二十二条第一項の自動車航送貨物定期航路事業の許可を受けている者は、新法第十九条の五第一項の規定により人の運送をする貨物定期航路事業の届出をしたものとみなす。

第十二条 附則第二条から前条までに定めるもの（政令への委任）

第五条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）

第十三条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、新法第二十二条の二の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成一四年五月三一日法律第八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十二条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一六年六月九日法律第八四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三一日法律第一
(施行期日) **九号** 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条、第十条（国土交通省設置法第十五条の改正規定を除く）、第十二条及び第十二条並びに次条、附則第三条、第五条から第八条まで、第十条、第十一条及び第十三条の規定 平成十八年四月一日

（運輸審議会への諮問に関する経過措置）

第二条 国土交通大臣は、第一条、第二条及び第五条から第九条までの規定の施行の日前においても、第一条の規定による改正後の鉄道事業法第五十六条の二（第一条の規定による改正後の軌道法第二十六条において準用する場合を含む。）、第五条の規定による改正後の道路運送法第九十四条の二、第六条の規定による改正後の貨物自動車運送事業法第六十条の二、第七条の規定による改正後の海上運送法第二十五条の規定による改正後の内航海運業法第二十六条の二第一項及び第九条の規定による改正後の航空法（以下「新航空法」という。）

第一百三十四条の二に規定する基本的な方針の策定のために、運輸審議会に諮ることができる。

二 前項の基本的な方針の策定に係る事項については、運輸審議会は、第十条中国土交通省設置法第十五条第一項の改正規定の施行前ににおいても処理することができる。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第四条 この法律の施行前にした行為及び前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第五条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、新海上運送法及び新船員法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二四年九月一二日法律第八
(八号) 抄

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるとときは、当該規定

定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二〇年六月六日法律第五
(施行期日) **九号** 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条、第十条（国土交通省設置法第十五条の改正規定を除く）、第十二条及び第十二条並びに次条、附則第三条、第五条から第八条まで、第十条、第十一条及び第十三条の規定 平成十八年四月一日

（運輸審議会への諮問に関する経過措置）

（調整規定）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）が国土交通省設置法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十六号）の施行の日前である場合には、同法の施行日の前日ま

での間における第一条の規定による改正後の海上運送法（以下「新海上運送法」という。）第

三十五条第三項の規定の適用については、同項中「交通政策審議会」とあるのは、「船員中央労働委員会」とする。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条第一項の規定について認定を受けた者を含む。以下この条において「旧認定事業者」という。）は、

施行日以後、遅滞なく、当該認定に係る船舶（総トン数五百トン以上の船舶に限る。）に係る船員の安全衛生（作業用具の整備に関する事項に係るものに限る。）について国土交通大臣又は登録検査機関（船員法第百条の二第一項に規定する登録検査機関をいう。）が行う検査を受けるなければならない。

二 國土交通大臣は、前項の規定による検査の結果当該船舶が船員法第百条の六第三項第二号に掲げる要件（作業用具の整備に関する事項に係る部分に限る。第五項において同じ。）に適合していると認めたときは、当該旧認定事業者に對し、第一条の規定による改正後の海上運送法（次項において「新海上運送法」という。）第十九条の五第六項に規定する認定証（以下この条において「新認定証」という。）を交付しなければならない。

三 前項の規定により新認定証の交付を受けたときは、当該新認定証に係る船舶は、新海上運送法第三十九条の五第四項の規定による検査を受け、かつ、同条第一項の規定による認定の申請に基づき同条第五項の認定を受けたものとみなす。

（政令への委任）

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）

附 則 (平成二九年四月二一日法律第二
(一号) 抄

この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるとときは、当該規定

（海上運送法の一部改正に伴う経過措置）

附 則 (平成二〇年六月六日法律第五
(施行期日) **九号** 抄

第一条 この法律の施行の日（次条第一項において「施行日」という。）前にされた第一条の規定による改正前の海上運送法（次条において「旧海上運送法」という。）第十九条の五第一項の規定による認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定を受けるかどうかの処分がされていないものについての認定の処分については、なお従前の例による。

二 第二条の規定による改正前の海上運送法（以下「新海上運送法」という。）第十九条の五第一項の規定による認定の申請をした者は、（旧海上運送法の規定による認定を受けたものに限る。）の申請をしようとする者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

（政令への委任）

第三条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

四 第二条の規定による改正前の海上運送法（以下「新海上運送法」という。）第十九条の五第一項の規定による認定の申請をした者は、（旧海上運送法の規定による認定を受けたものに限る。）の申請をしようとする者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

（政令への委任）

第五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）

第十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）

第十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）

第十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）

6 前各項に定めるもののほか、第一項の規定による検査に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

7 第一項の規定による検査（国土交通大臣がうものに限る。）の申請をしようとする者は、（旧海上運送法の規定による認定を受けたものに限る。）の申請をしようとする者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

（政令への委任）

8 第二条の規定による改正前の海上運送法（以下「新海上運送法」という。）第十九条の五第一項の規定による認定の申請をした者は、（旧海上運送法の規定による認定を受けたものに限る。）の申請をしようとする者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

（政令への委任）

9 第二条の規定による改正前の海上運送法（以下「新海上運送法」という。）第十九条の五第一項の規定による認定の申請をした者は、（旧海上運送法の規定による認定を受けたものに限る。）の申請をしようとする者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

（政令への委任）

10 第二条の規定による改正前の海上運送法（以下「新海上運送法」という。）第十九条の五第一項の規定による認定の申請をした者は、（旧海上運送法の規定による認定を受けたものに限る。）の申請をしようとする者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

（政令への委任）

11 第二条の規定による改正前の海上運送法（以下「新海上運送法」という。）第十九条の五第一項の規定による認定の申請をした者は、（旧海上運送法の規定による認定を受けたものに限る。）の申請をしようとする者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

（政令への委任）

12 第二条の規定による改正前の海上運送法（以下「新海上運送法」という。）第十九条の五第一項の規定による認定の申請をした者は、（旧海上運送法の規定による認定を受けたものに限る。）の申請をしようとする者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

（政令への委任）

13 第二条の規定による改正前の海上運送法（以下「新海上運送法」という。）第十九条の五第一項の規定による認定の申請をした者は、（旧海上運送法の規定による認定を受けたものに限る。）の申請をしようとする者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

（政令への委任）

14 第二条の規定による改正前の海上運送法（以下「新海上運送法」という。）第十九条の五第一項の規定による認定の申請をした者は、（旧海上運送法の規定による認定を受けたものに限る。）の申請をしようとする者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

（政令への委任）

15 第二条の規定による改正前の海上運送法（以下「新海上運送法」という。）第十九条の五第一項の規定による認定の申請をした者は、（旧海上運送法の規定による認定を受けたものに限る。）の申請をしようとする者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

（政令への委任）

16 第二条の規定による改正前の海上運送法（以下「新海上運送法」という。）第十九条の五第一項の規定による認定の申請をした者は、（旧海上運送法の規定による認定を受けたものに限る。）の申請をしようとする者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

（政令への委任）

17 第二条の規定による改正前の海上運送法（以下「新海上運送法」という。）第十九条の五第一項の規定による認定の申請をした者は、（旧海上運送法の規定による認定を受けたものに限る。）の申請をしようとする者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

（政令への委任）

二 附則第八条の規定 公布の日

第一 条及び第四条の規定並びに附則第六条、第十三条及び第十四条（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一百二十八号の改正規定に限る。）の規定 布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条、第五条及び第六条の規定並びに附則第十四条（登録免許税法別表第一百二十八号の改正規定を除く。）及び第十五条の規定 定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前にした行為及び附則第四条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八条 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号）抄
（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第五百九条の規定 公布の日

附 則 （令和五年五月一二日法律第二四号）抄
（施行期日）

第一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条の規定 公布の日

三 第一条中海上運送法第四条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同条

第四号の改正規定、同法第五条の改正規定、同法第十六条第四号の改正規定、同法第十八条の改正規定、同法第十九条の三の改正規定、同法第二十二条の改正規定、同法第五十条の改正規定及び同法第五十六条第一号の改正規定並びに次条及び附則第九条の規定、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第四条中船員法百条の六第一項の改正規定、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第三条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第六条、第七条、第十三条、第十四条及び第十六条から第十八条までの規定、附則第十九条の規定（外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第六条第二項の改正規定（第二十一条を「第二十一条の五」に改める部分に限る。）を除く。）、附則第二十条の規定（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第四十条第二項の改正規定（第二十一条を「第二十一条の五」に改める部分に限る。）を除く。）、附則第二十二条の規定、附則第二十二条の規定（流通業務の総合化及び効率化的促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第十二条第二項の改正規定を除く。）、附則第二十三条の規定、附則二十四条の規定（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二十七条の五第二項の改正規定（第十五条第一項）を「第十六条第一項」に改める部分に限る。）を除く。）、附則第二十五条（観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第十三条第二項の改正規定（第二十三条を「第二十二条の五」に改める部分に限る。）を除く。）、附則第二十六条の規定（総合特別区域法（平成二十三年法律

第八十一号) 第十九条の三の改正規定(「第八一条第一項」を「第六条」に改める部分に限る。)を除く。)、附則第二十七条及び第二十八条の規定、附則第二十九条の規定(文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光の推進に関する法律(令和二年法律第十八号)第八条第二項の改正規定(「第二十一条の五」に改める部分に限る。)を「第二十二条の五」に改める部分に限る。)を除く。)並びに附則第三十条及び第三十一条の規定(公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日)を除く。)並びに附則第三十条及び第三十一条の規定(公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日)を除く。)

第五 条 第三十条中海上運送法第十条の三の改正規定、同条の次に五条を加える改正規定、同法第十七条第二号の改正規定、同法第十九条の改正規定、同法第二十一条第一項第二号の改正規定、同法第五十条第七号の改正規定(「第七項」を「第十条の八」に改める部分に限る。)、同条第八号の改正規定(「第十条の三第四項(二)を「第十条の四第一項若しくは第十条の六第一項(これらの規定を)に改める部分に限る。」及び同条第九号の改正規定(「第十条の三第五項(二)を「第十条の四第四項若しくは第十条の六第三項(これらの規定を)に改める部分に限る。」並びに附則第八条の規定(公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日)を除く。)並びに附則第三十条及び第三十一条の規定(公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日)を除く。)並びに附則第三十条及び第三十一条の規定(公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日)を除く。)

(前条第二号に掲げる規定の施行に伴う経過措置)

第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「第二号施行日」という。)前に海上運送法第十九条の三第一項若しくは第二十一条第一項の許可を受けた者(以下この条において「第二号施行日前許可事業者」という。)が当該許可に係る特定旅客定期航路事業若しくは旅客不定期航路事業を第二号施行日前に譲渡した場合又は第二号施行日前許可事業者について第二号施行日前に相続、合併若しくは分割があった場合における第二号施行日前許可事業者の地位の承継については、なお従前の例による。

第二号施行日前許可事業者が、当該許可に係る特定旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業を、第二号施行日の三十日前の日から第二号施行日の前日までの間に休止し、若しくは廃止した場合又は第二号施行日から第二号施行日の二十九日後の日までの間に休止し、若しくは廃止する場合における当該休止又は廃止の届出については、なお従前の例による。

第一号施行日から前条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第一条の規定による改正前の海上運送法（次項において「旧海上運送法」という。）第二十一条第一項の許可を受けている者であつて、当該許可に係る旅客二十トン未満の船舶のみをその用に供するもの（以下この条において「小型船舶旅客不定期航路事業」という。）を営んでいるものは、この法律の施行の日（次項及び次条において「施行日」という。）に、第一号許可（第二条の規定による改正後の海上運送法（以下この条及び附則第五条において「新海上運送法」という。）第二十一条第六項に規定する第一号許可をいう。次項において同じ。）を受けたものとみなす。

この法律の施行の際現に旧海上運送法第二十一条第一項の許可を受けている者であつて、当該許可に係る小型船舶旅客不定期航路事業を営んでいるものは、施行日から起算して三年を経過するまでの間（その者が当該期間内に当該許可に係る航路について第一号許可の申請をした場合には、当該申請について第一号許可の処分があるまでの間）は、第二号許可（新海上運送法第二十二条第六項に規定する第二号許可をいう。以下の条において同じ。）を受けないでも、引き続き当該小型船舶旅客不定期航路事業を営むことができる。

前項の規定により引き続き小型船舶旅客不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を第二号許可を受けた者とみなして、新海上運送法第二十一条の二及び第二十二条の四の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）並びに新海上運送法第二十一条の五（新

海上運送法第十八条の規定を準用する部分を除く。以下この項において同じ。)の規定(新海上運送法第二十一条の五において準用する規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、同条において準用する新海上運送法第十七条中「若しくは当該事業の停止を命じ、又は当該事業の許可を取り消す」とあるのは、「又は当該事業の停止若しくは廃止を命ずる」とする。

4 前項の規定により読み替えて適用する新海上運送法第二十一条の五において準用する新海上運送法第十七条の規定による事業の廃止の命令は、新海上運送法第十七条の規定の適用については、新海上運送法第十七条の規定による許可の取消しの処分とみなす。

5 第二項の規定により引き続き小型船舶旅客定期航路事業を営むことができるところとされた者は、国土交通省令で定めるところにより当該小型船舶旅客不定期航路事業に係る航路ごとに、新海上運送法第二十一条第二項第三号に掲げる事項を記載した申請書に同条第三項第二号に規定する安全人材確保計画を添付して国土交通大臣に提出し、その認可を受けることができることとする。

6 前項の規定により認可を受けた者は、当該認可に係る航路について、当該認可を受けた日以降第二号許可を受けたものとみなす。

7 新海上運送法第四条(第六号に係る部分を除く。)及び第五条の規定は、第五項の認可について準用する。

第五条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十五回)の施行の日(以下この条及び附則第七条において「刑法施行日」という。)の前日までの間における新海上運送法第四十八条の二及び第四条の規定による改正後の船員法第一百三十三条の二の規定の適用については、これらの規定中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。

(附則第一条第四号に掲げる規定の施行に伴う経過措置)

第六条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際に第三条の規定(附則第一条第五号に掲げる規定の改正規定を除く。以下この項において同じ。)による改正前の海上運送法(以下この条において「第四号改正前海上運送法」という。)第十九

九条の四第二項の規定による届出をして対外旅客定期航路事業を営んでいる者は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（以下この条及び次条において「第四号施行日」という。）から起算して二年を経過する日までの間（その者が当該期間内に第三条の規定による改正後の海上運送法（以下この条及び次条において「第四号改正後海上運送法」という。）第十九条の七第一項の登録の申請を行った場合には、当該申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間）は、第四号改正後海上運送法第十九条の七第一項の登録を受けないでも、引き続き当該対外旅客定期航路事業を営むことができる。

前項の規定により引き続き対外旅客定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を第四号改正後海上運送法第十九条の七第一項の登録を受けた者とみなして、第四号改正後海上運送法第十九条の十第一項、第十九条の十一、第十九条の十三第一項及び第十九条の十四（第三号に係る部分を除く。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）、第四号改正後海上運送法第十九条の十六の規定（同条において準用する規定に係る罰則を含む。）並びに第四号改正後海上運送法第十九条の十七の規定を適用する。この場合において、第四号改正後海上運送法第十九条の十第一項中「同条第二項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは、「海上運送等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）」第三条の規定（該法附則第一条第五号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の第十九条の四第二項の規定による届出をした事項」と、第四号改正後海上運送法第十九条の十四中「若しくは当該事業の停止を命じ、又は当該事業の登録を取り消す」とあるのは、「又は当該事業の停止若しくは廃止を命ずる」とする。

4 前項の規定により引き続き人の運送をする貨物定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を第四号改正後海上運送法第二十九条第一項の登録を受けた者とみなして、同条第二項（第四号改正後海上運送法第十九条の七第二項及び第三項、第十九条の八、第十九条の九、第十九条の十第一項、第十九条の十二、第十九条の十三第二項、第十九条の十四（第三号に係る部分に限る。）並びに第十九条の十五の規定（第六項において「登録関係規定」という。）を準用する部分を除く。）及び第三項の規定（これららの規定において準用する規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、第四号改正後海上運送法第二十条第二項において準用する第四号改正後海上運送法第十九条の十第一項中「同条第一項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは、「海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）第三条の規定（同法附則第一条第五号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の第十九条の五第一項の規定による届出をした事項」と、第四号改正後海上運送法第二十条第二項において準用する第四号改正後海上運送法第十九条の十四中「若しくは当該事業の停止を命じ、又は当該事業の登録を取り消す」とあるのは、「又は当該事業の停止若しくは廃止を命ずる」とする。該事業の停止若しくは廃止を命ずる」とする。

5 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第四号改正前海上運送法第二十条第二項の規定による届出をして人の運送をする不定期航路事業を営んでいる者は、第四号施行日から起算して二年を経過する日までの間（その者が当該期間内に第四号改正後海上運送法第二十二条第二項の登録の申請をした場合には、当該申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間）は、第四号改正後海上運送法第二十二条第二項（登録関係規定を準用する部分を除く。）

一項の登録を受けないでも、引き続き当該人の運送をする不定期航路事業を営むことができる。

6 前項の規定により引き続き人の運送をする定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を第四号改正後海上運送法第二十二条第一項の登録を受けた者とみなして、同条第二項（登録関係規定を準用する部分を除く。）

及び第三項から第五項までの規定（これらの規定において準用する規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同条第二項において準用する第四号改正後海上運送法第十九

条の十第一項中「同条第二項第号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「海上運送法等の一部を改正する法律(令和五年法律第二十四号)第三条の規定(同法附則第一条第五号に掲げる改正規定を除く。)による改正前の第二十条第二項の規定による届出をした事項」と、第四号改正後海上運送法第二十二条第二項において準用する第四号改正後海上運送法第十九条の十四条中「若しくは当該事業の停止を命じ、又は当該事業の登録を取り消す」とあるのは「又は当該事業の停止若しくは廃止を命ずる」とする。

第一項、第三項又は第五項に規定する者が、当該届出に係る対外旅客定期航路事業、人の運送をする貨物定期航路事業又は人の運送をする不定期航路事業を、第四号施行日の三十日前の日から第四号施行日の前日までの間に廃止した場合又は第四号施行日から第四号施行日の二十九日後の日までの間に廃止する場合における当該廃止の届出については、なお従前の例による。

第二項の規定により読み替えて適用する第四号改正後海上運送法第十九条の十四、第四項の規定により読み替えて適用する第四号改正後海上運送法第二十条第二項において準用する第四号改正後海上運送法第十九条の十四及び第六項の規定により読み替えて適用する第四号改正後海上運送法第二十二条第二項において準用する第四号改正後海上運送法第十九条の十四の規定による事業の廃止の命令は、第四号改正後海上運送法の規定の適用については、第四号改正後海上運送法第十九条の十四の規定による登録の取消しの処分とみなす。

附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第四号改正前海上運送法第十九条の五第一項の規定による届出をして貨物定期航路事業を営んでいる者(第三項に規定する者を除く。)又は第四号改正前海上運送法第二十条第一項の規定による届出をして不定期航路事業を営んでいる者は、それぞれ第四号改正後海上運送法第二十条の二第一項の規定による届出又は第四号改正後海上運送法第二十三条第一項の規定による届出をした者とみなす。

第四号施行日から附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(次項及び附則第八条において「第五号施行日」という。)の前日までの間における第四号改正後海上運送法第十九条の十六第

るときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一項（第二項において引用する場合を含む。）及び第二十条第二項（第四項において引用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「第十条の八」とあるのは、「第十条の三」とする。

11 第四号施行日から第五号施行日の前日までの間ににおける第四号改正後海上運送法第二十二条第二項（第六項において引用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第二項中「から第十条の人まで」とあるのは、「第十条の三」とする。

第七条 第四号施行日が刑法施行日前である場合には、第四号施行日から刑法施行日の前日までの間ににおける第四号改正後海上運送法第十九条の九第一項第一号の規定の適用については、同号中「拘禁刑」とあるのは、「懲役又は禁錮の刑」とする。

2 第四号施行日が刑法施行日前である場合には、第四号施行日から刑法施行日の前日までの間ににおける第四号改正後海上運送法第四十九条の二の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。
(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為、附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。）の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
(検討)

第十一條 政府は、この法律の施行後五年を経た場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認め